

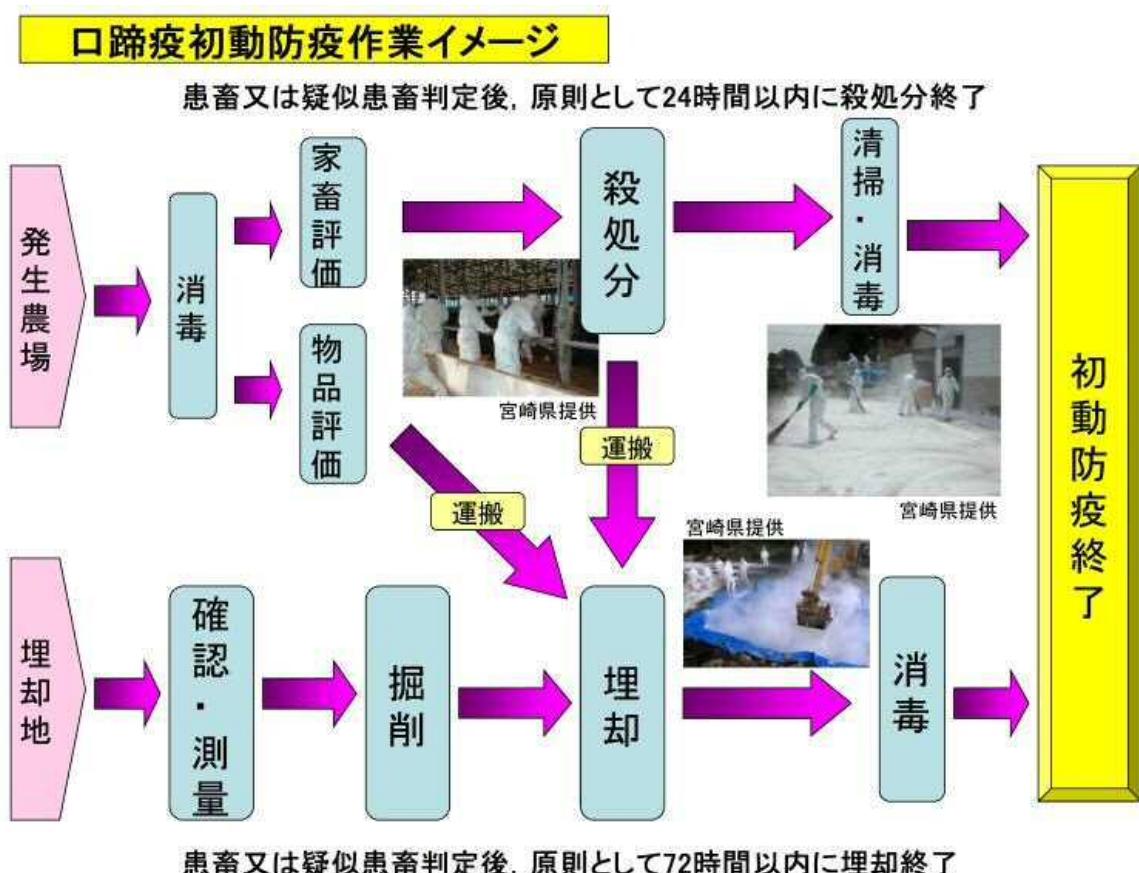
## 第6 発生農場等における防疫措置

### 1 発生農場での防疫作業概要図

患畜、疑似患畜等の殺処分は、原則として患畜又は疑似患畜判定後、24時間以内に完了する。

発生農場においては直ちに初動防疫作業を実施し、原則として72時間以内に埋却までの作業を終了させる必要がある。

発生農場での初動防疫は、緊急消毒、家畜・物品の評価、殺処分、清掃消毒、埋却の工程で(下図参照)、防疫措置に必要な人員（防疫措置従事者）等については、県対策本部と現地対策本部が連携して、関係機関、関係団体の協力を得て確保する。



### 2 発生農場における殺処分開始までの防疫措置

現地対策本部は、患畜又は疑似患畜と判定後、直ちに発生農場での殺処分等初動防疫措置を開始する。殺処分開始までの間に家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所有者に対して、と殺指示書(別記様式6, 参考資料p25)を交付するとともに、ウイルス拡散防止のための消毒等の措置を行い、発生農場に対し、ウイルスを拡げる恐れのあるすべての物品の移動を禁止する。

## (1) 基本事項

- ア 現地対策本部は、現地対策本部長を総括責任者とし、業務分担及び指揮命令系統を明らかにしておく。
- イ 日常、偶蹄類動物の飼養農場において作業を行っている者は、まん延防止の観点から、原則として防疫作業に当たらないこととする。
- ウ 病原体の拡散防止のため、発生農場への野鳥及び野生動物の侵入防止並びにはえ等の衛生害虫駆除を徹底する。
- エ 防疫措置従事者は、防疫服、マスク、ゴーグル、手袋等を必ず着用し、汚染防止に努めるよう十分留意する。

## (2) 法に基づく指示等

- ア 家畜防疫員は、家畜の所有者に対して、病気の概要、法の趣旨、所有者の義務、県の協力方針、法第52条の3の規定により行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく不服申立てをすることができない旨等について説明を行う。

### 発生農場への指示内容

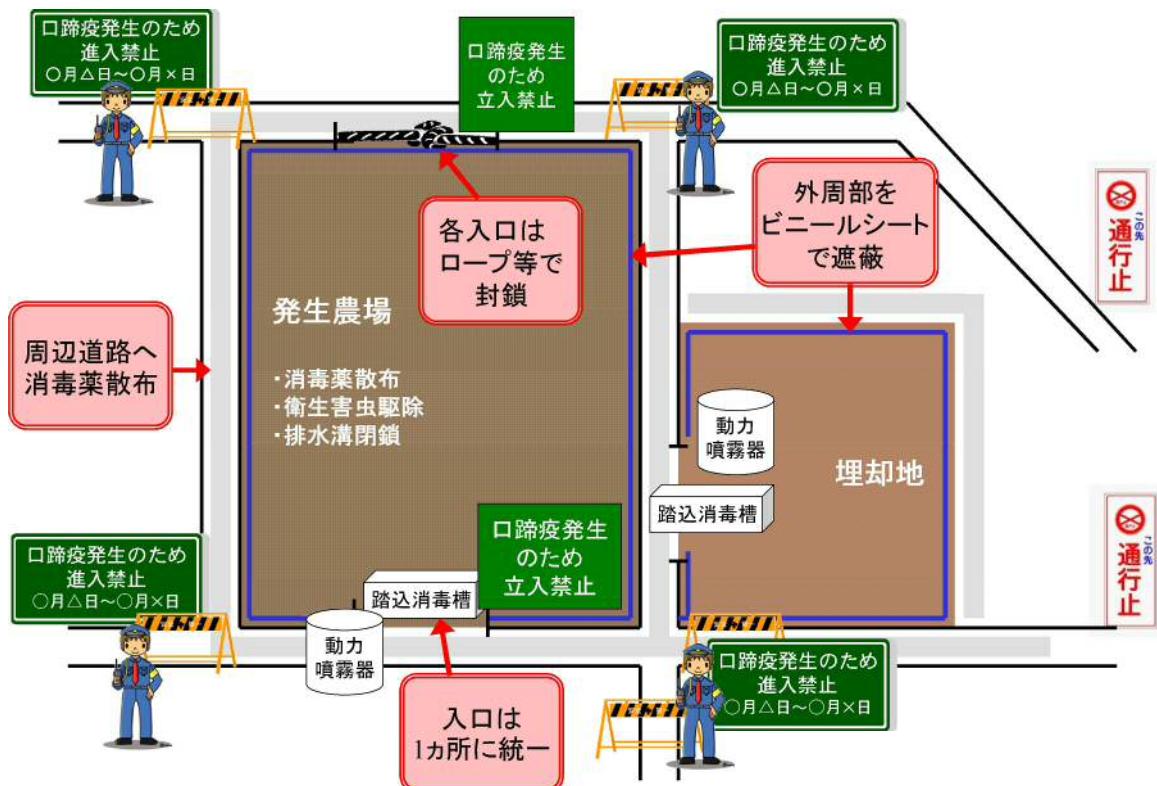
- (1) 患畜、疑似患畜を隔離すること（法第14条）。
- (2) 疑似患畜と同居歴あり、もしくは同居中の家畜について、移動の制限を指示すること（法第14条第3項）。発生農場と関連があり、患畜となるおそれがある家畜の所有者は、当該家畜を一定区域外へ移動させてはならないこと。
- (3) 患畜又は疑似患畜の殺処分、焼却・埋却、汚染物品の処分をすること（法第16条、21条及び23条）。
- (4) 畜舎等を消毒すること（法第25条）。
- (5) 放牧などの業務を行っている農場では、放牧の制限を指示すること（法第34条）。

### イ 発生農場の移動禁止措置

- (ア) 家畜の搬出入は、家畜防疫員が許可する場合を除いて禁止する。  
複数の畜舎を所有する農場では、畜舎間の家畜の移動を禁止する。
- (イ) 飼料、敷料、家畜管理用具等、ウイルス汚染の恐れのあるものすべての持ち出しを禁止する。
- (ウ) 家畜の所有者及び家畜防疫員以外の者の農場への立入を禁止する。
- (エ) 家畜の所有者及び同居人は、他の家畜飼養場所への立入を禁止する。農場の従業員も同様とする。
- (オ) 家畜の生産物（生乳、堆肥等）及び家畜の死体は、家畜防疫員の許可する場合を除いて、持ち出しを禁止する。
- (カ) 農場の出入口は1か所とし、消毒槽を設け、農場出入者を消毒する。

(キ) 農場主及び同居人が外出する場合は、その都度着替え並びに手指及び靴底等の消毒を徹底し、作業着及び作業靴での外出を禁止する。農場の従業員も同様とする。

## 発生農場における防疫措置



### 3 発生農場での防疫措置に関する事項

#### (1) 防疫作業方針

患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として患畜又は疑似患畜であると判定された後24時間以内に殺処分を、72時間以内に埋却を完了する。

また、殺処分された死体や汚染物品の処理については、基本的に埋却処分を行うこととする。焼却・発酵・化製処理については、県畜産課と現地対策本部が、周辺住民への説明や同意の確認、焼却場の処理能力と処分にかかる時間等を検討し、埋却のみでは処理が困難であり、焼却・発酵・化製処理を行うことで適正に処理が行えると判断したときに、動物衛生課と協議の上、実施するものとする。

**【留意事項】24時間以内のと殺の完了と72時間以内の焼埋却について**

早期封じ込めのためには、患畜又は疑似患畜の迅速なと殺とその死体の処理が重要であることから、24時間及び72時間以内という一定の目安を示しており、当該目安については、防疫作業に特段の支障が生じない環境下の農場において、肥育牛飼養農場で150～300頭、肥育豚飼養農場で1,000～2,000頭の飼養規模を想定している。

様々な農場の飼養規模、畜舎の構造、気象条件等の状況により要する時間は異なることを踏まえ、的確なまん延防止措置、防疫措置従事者の安全と健康状態等を十分に確保しつつ、現実に即した防疫措置の遂行に努めることが重要である。

なお、これらの状況下においても的確かつ迅速な防疫措置が講じられるよう、防疫演習の実施等を通じ、日頃から万全な体制の構築に努めること。

**(2) ウイルス拡散防止について**

- ア 発生農場には大量のウイルスが存在しているので、汚染ゾーン（発生農場・埋却地・仮設基地（一部）等）・清浄ゾーン（仮設基地（一部）・集合基地）を明確にして、ウイルスを外に持ち出さないようにする。
- イ 防疫措置従事者が汚染ゾーンから退出する際には、動力噴霧器等で全身を消毒してから退出する。また、防疫作業に使用した資材・機材等も十分に消毒した後に持ち出す。
- ウ 野生動物の侵入及びウイルスの拡散を防止するため、必要に応じて発生農場及び近隣農場の外周部をビニールシート等で遮蔽する。
- エ 農場内の全ての動物は隔離し、防疫作業中の家畜の逃走防止策を講じる。
- オ 殺処分は原則として畜舎内で行う。やむを得ず畜舎外で殺処分する場合は、病原体の拡散防止、死体処理場所の選定に配慮して実施する。
- カ 汚染ゾーンには原則として私物の持ち込みは禁止する。やむを得ない場合には、ビニール袋で被覆等をして消毒等ができる状態にして持ち込む。
- キ 防疫措置従事者は、休憩時間に用を足すこととする。作業途中で用を足す場合には家畜防疫員に申し出て、全身消毒等を行いウイルスの拡散を防止する。
- ク 防疫措置従事者は帰宅後、移動に利用した車両の消毒や着用した衣服の洗濯を行い、入浴をして身体を十分に洗い流す。
- ケ 防疫作業に従事した日から7日間は発生農場以外の偶蹄類の動物に接触しないようにする。ただし、発生農場での防疫措置実施時等のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、7日間を3日間まで短縮できる。

### (3) 健康管理について

- ア 防疫対応班の総括は、防疫作業中に定期的に休憩時間を持つ、水分補給等を行うようにする。
- イ 防疫対応班の総括は、作業前に防疫措置従事者に必要事項を伝達するなどして、安全を確保する。
- ウ 防疫措置従事者は汚染防止のため、汚染ゾーンにおいてゴーグル・マスク・防疫服等の着脱を行ってはならない。
- エ 防疫措置従事者は作業中に防疫服等の破れ・破損が認められた場合には、速やかに家畜防疫員に届け出て、新しい物に交換する。
- オ 防疫措置従事者は、作業中に体調が悪くなった場合には速やかに家畜防疫員に届け出て、その指示を受けるようにする。

### (4) 安全管理について

- ア 畜舎内は狭く暗い場所も多く、また、防疫作業に不慣れな者も防疫措置に参加することから、事故防止のために作業場所・作業内容を十分に周知する。
- イ 殺処分時においては、防疫措置従事者の安全面に配慮し、家畜の保定を確実に行う。また、鎮静剤や麻酔薬の使用など動物福祉の観点からの配慮も行う。
- ウ 電殺を行う際には、従事者が感電しないよう、天候なども考慮しつつ、絶縁対策を十分に行う。
- エ 殺処分に用いる液化炭酸ガスボンベ等の重量物を取り扱う場合は、複数人で取り扱う等、注意を払うようにする。
- オ フレコンバッグや資材等の移動・輸送の際にフォークリフトやショベルカー等の重機を使用するので、作業オペレーターへの指示・誘導や周囲への注意喚起をする係を配備する等、安全に配慮しながら作業を行う。

### (5) 家畜の所有者への配慮

- ア 家畜の所有者は本病の発生により精神的なダメージを受けているので、心情に配慮した言動に心掛け、作業エリア内で談笑する等の行為は慎む。
- イ 伝染病のまん延防止のために犠牲となった家畜に対して、殺処分終了後に黙祷を捧げる等、哀悼の意を表す。
- ウ 作業エリア内の防疫作業に関しては、ブルーシートで遮蔽するなど、必要に応じて外部から見えないようにする。
- エ 殺処分作業の計画及び方法等については、事前に家畜の所有者へ十分に説明し理解を得ておく。また、計画に変更があった場合は随時説明する。

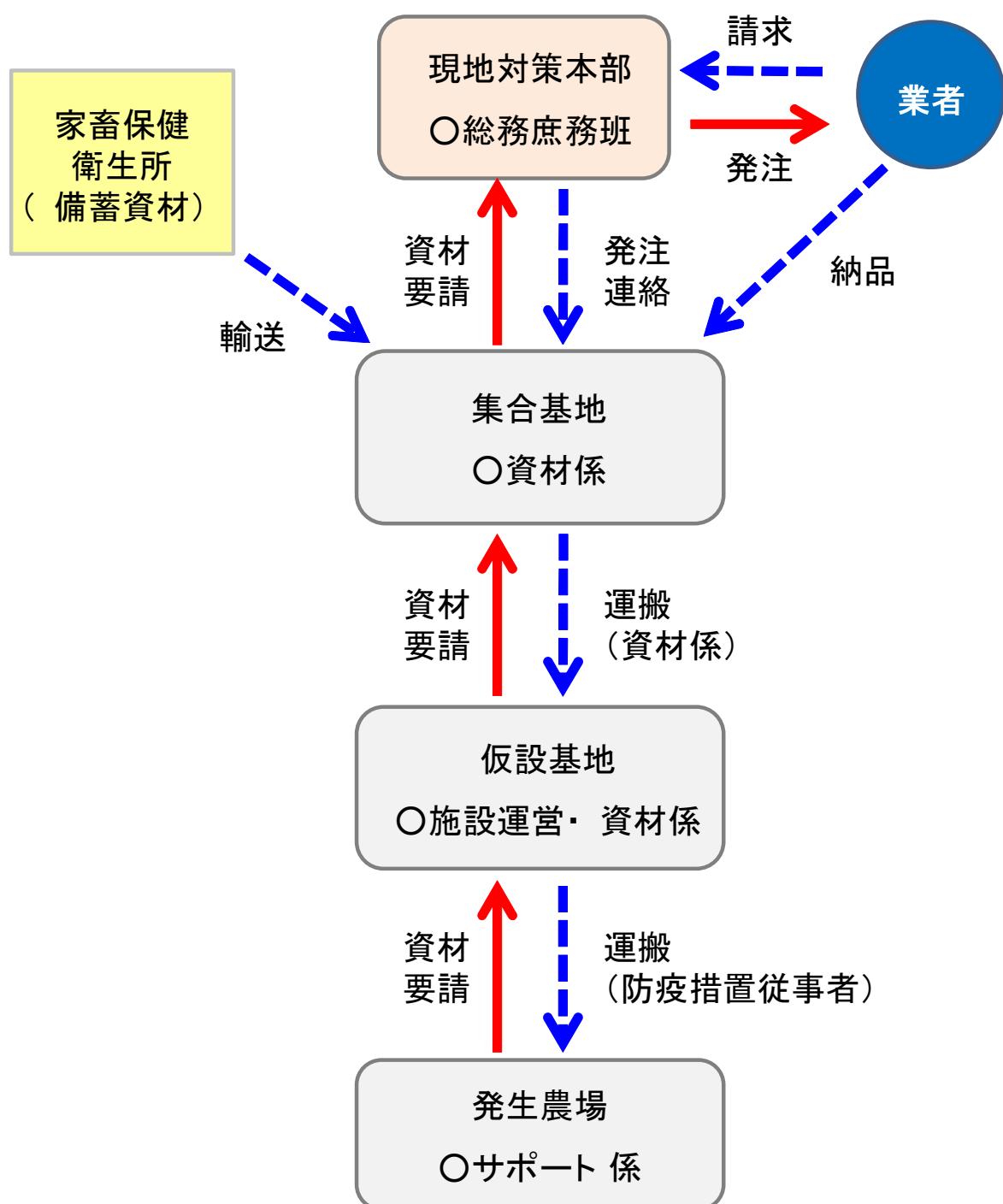
### (6) 防疫作業の資材について

- ア 防疫作業に用いる資材は鹿児島中央家畜保健衛生所などの備蓄資材を使用する。
- イ 備蓄できない防疫作業に必要な資材・機材等については、必要に応じて発注する。
- ウ 防疫作業を開始する際には備蓄資材は集合基地に輸送し、集合基地を中心に管理・配布する。

エ 防疫資材の管理については各場所の資材担当者が、リストの作成、ホワイトボード等を利用するなど情報共有につとめ、適正に管理する。

オ 各場所の資材担当係は資材が必要な場合は、発生農場→仮設基地→集合基地→現地対策本部の流れで要請し、現地対策本部等が業者に発注する。納品場所については集合基地とする。

## 資材の流れ



#### 4 防疫措置従事者の行程等

現地対策本部は、偶蹄類の動物の飼養の有無、健康状態等を配慮して防疫措置従事者を選定、配置するとともに、作業後にウイルスを拡散させないことを念頭に置き、防疫措置従事者は、以下の行程をもって行動することとする。

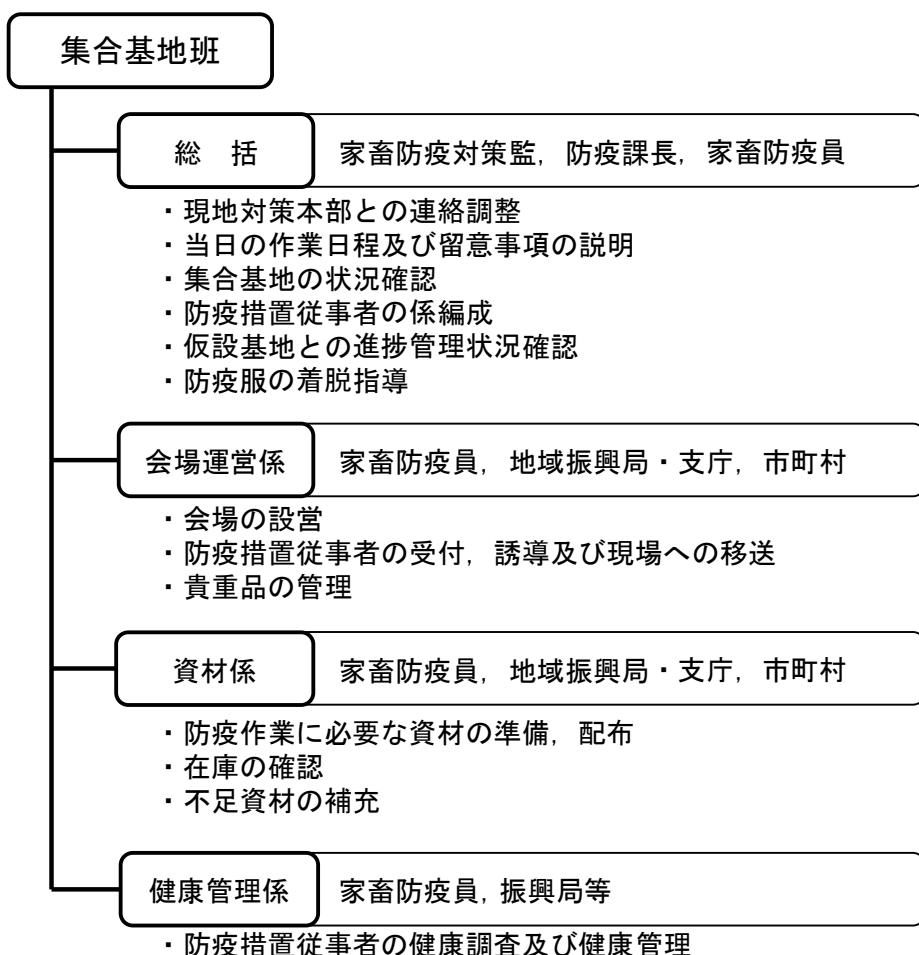


## 5 集合基地での作業（防疫作業開始前）

集合基地は、各地から集まる防疫措置従事者の一次的集合場所であり、全体の作業内容の説明、防疫服等への着替え、防疫資材の配布等を行う場所として利用する。

### （1）組織体制と役割分担

集合基地には現地対策本部の集合基地班を配備する。なお、各係には責任者を置く。



### （2）各係の具体的な作業内容

#### ア 総括

##### （ア）現地対策本部との連絡調整

現地対策本部が策定した作業計画書及び機材、資材の確認を行う。

##### （イ）当日の作業日程及び留意事項の説明

防疫措置従事者に当日の作業日程、作業内容について、農場の概要図等を用いて説明する。

- a 偶蹄類の飼養者には、発生農場内の防疫措置に従事させない。
  - b 初動防疫作業を通して防疫措置従事者の安全、健康確保のために留意事項等を説明する。
- (ウ) 集合基地の状況確認
- (エ) 防疫措置従事者の係編成
- 会場運営係及び健康管理係から防疫措置従事者のリストを受け取り、仮設基地と協議し、防疫作業の係編成をする。
- (オ) 仮設基地との進捗状況確認
- 仮設基地と連絡を取り防疫作業の進捗状況を確認し、次のグループの移動等について協議する。
- (カ) 防疫服等の着脱指導
- イ 会場運営係
- (ア) 会場の設営
- a 備蓄資材の積み降ろしのための緊急の人員（地域振興局・支庁から10～20名程度、市町村から10名程度）要請、仮設基地等への輸送用の軽トラックの手配などを行う。
  - b 駐車場の確保、誘導、整理。
  - c 受付場所、防疫資材の配布場所、更衣室、集合場所、説明場所、移動用履物の交換場所、手荷物預け場所、現地専用バスへの乗り込み場所等の設置を行う。この場合作業がスムーズに流れるよう設置する。
- (イ) 防疫措置従事者の受付・誘導及び仮設基地への輸送
- a あらかじめ作成しておいた名簿で、出席を確認するとともに、会場内での誘導を行う。
  - b 集合基地～仮設基地の現地専用バスの運行を管理する。
- (ウ) 貴重品の管理
- 総括から責任者として指名された者が、防疫措置従事者から預かった貴重品について、慎重に管理、保管する。
- (エ) 健康管理等
- 健康管理等について円滑に行えるように場所や時間、人数等の調整を行う。
- (オ) 飲食等の手配
- ウ 資材係
- (ア) 防疫資材の準備・配布
- 集合基地で着替える防疫服、移動用の履き物等仮設基地へ持参する資材を準備し、配布する。
- (イ) 資材の在庫の確認と補給
- a 資材係は資材台帳やホワイトボード等を用い、防疫資材を管理する。
  - b 資材の補充が必要な場合は現地対策本部に要請する。また、状況に応じて業者に必要資材を直接発注する。その際の請求は現地対策本部総務庶務班の扱いとする。

c 要請の際には仮設基地と連絡を取り合い、誤発注や重複などを起こさないように注意する。

d 仮設基地へ資材を輸送する。

## エ 健康管理係

### (ア) 防疫措置従事者の健康管理

防疫作業開始前の健康調査については、受付時において本人に申告させるとともに、体調が優れないとの申し出があった者には問診等を実施する。季節状況等にあわせて作業の時間、休憩等のアドバイスを行う。けが、病人等発生時には、応急的な処置を行うとともに、必要に応じ病院、救急車等を手配する。

## (3) 防疫措置従事者の集合基地での流れ

### ア 集合

防疫措置従事者は、指示された時間に集合基地に集合する。

着替えやすい服装で、着替え、タオル等を持参する。（宿泊予定者は泊分の着替えを用意）集合基地へは各自又は対策本部が用意したバス等を利用して集合する。

### イ 受付

会場運営係は、防疫措置従事者の受付を行い、体調が優れない場合には届け出るように指示する。

### ウ 作業内容の説明

総括は、防疫措置従事者を係ごとに集合させ、各係の係長を確認するとともに、当日の作業日程、防疫服の着脱方法、作業内容及び留意事項等について説明する。

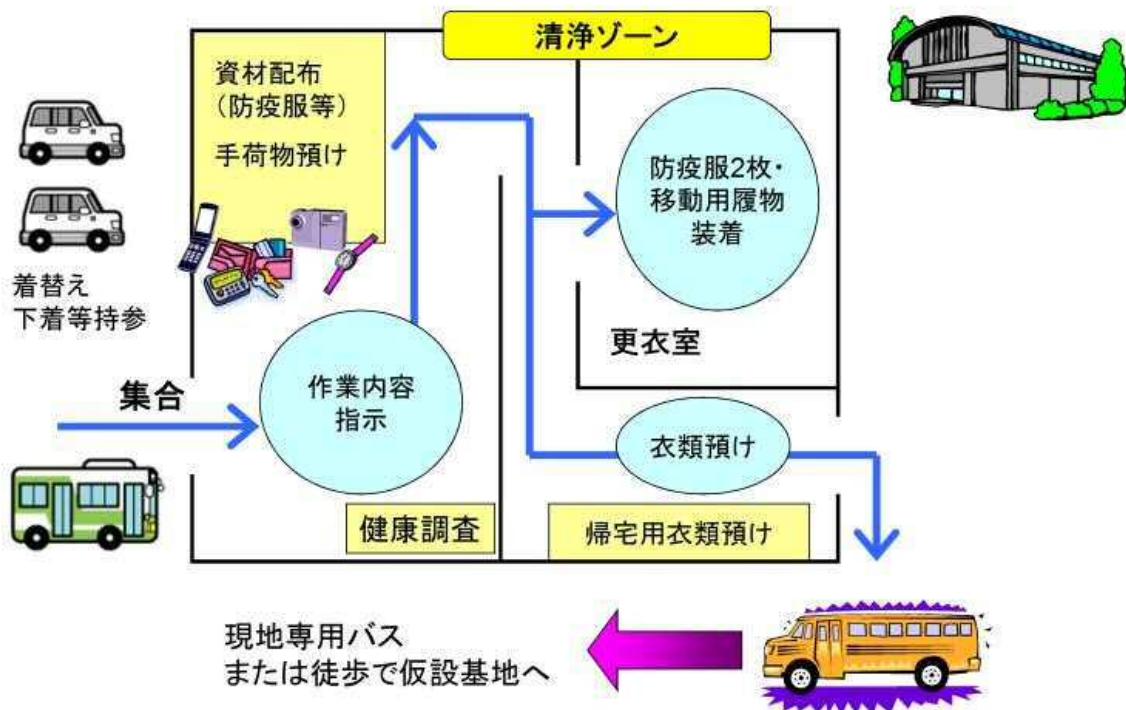
### エ 防疫服の受け取り

資材係は、防疫服の胸・背面にマジックで係名・所属・氏名等を大きな文字で記入するよう指導する。

### オ 作業場所への移動

手荷物預け場所で私物等を預け、移動用履物（サンダル等）に履き替えて集合基地から仮設基地まで現地専用バス等で速やかに移動する。

## 集合基地(防疫作業開始前)

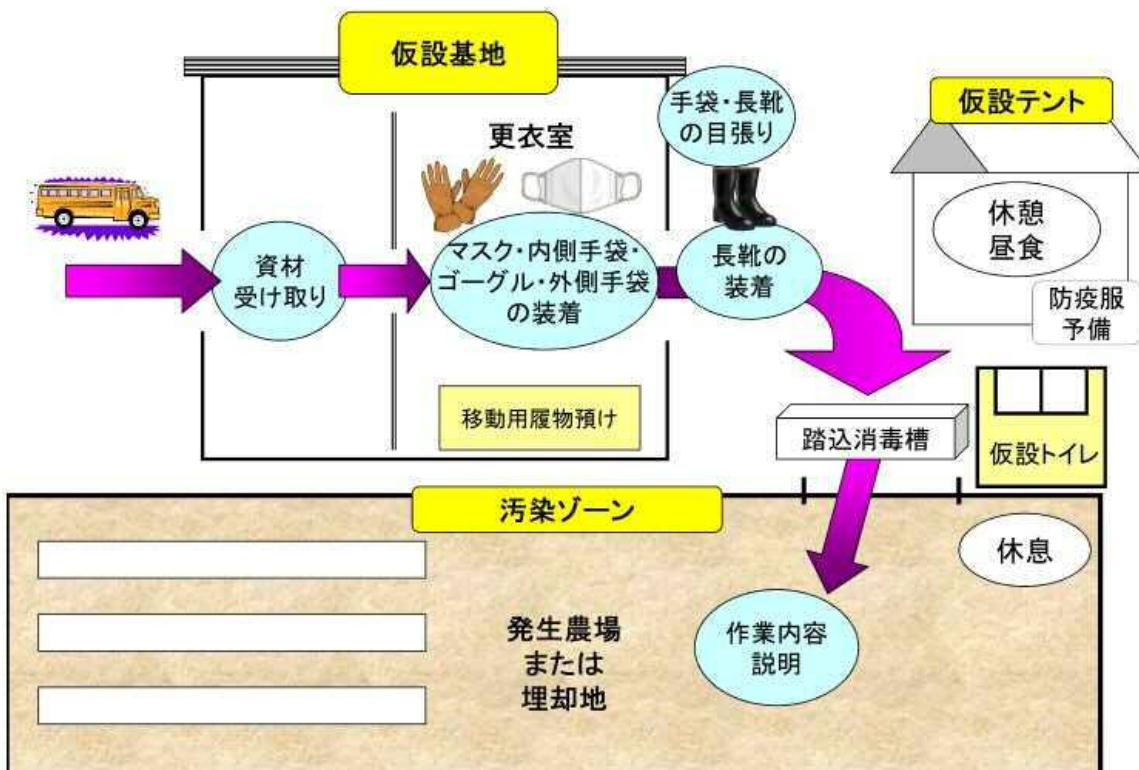


## 6 仮設基地での作業（防疫作業開始前）

発生農場及びその周辺には大量のウイルスが存在する。作業を終えた防疫措置従事者が農場、埋却地等から他の地域へウイルスを拡散させることを防止するため、仮設基地を設置する。

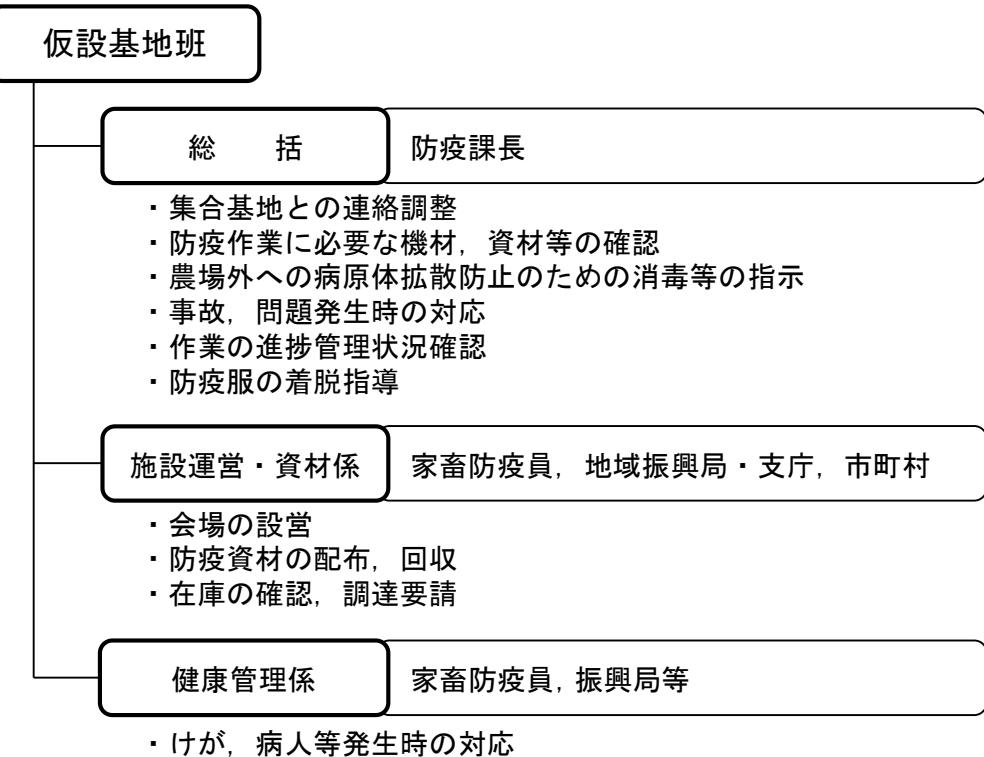
設置場所は発生農場に近く、できれば隣接地が望ましい。テントやコンテナハウス等を使って設置する。

### 仮設基地（防疫作業開始前）



## (1) 組織体制及び役割分担

仮設基地には現地対策本部の仮設基地班を配備する。なお、各係には責任者を配置する。



## (2) 各係の具体的な作業内容

### ア 総括

仮設基地での作業が速やかに実行されるように指示するとともに、集合基地との連絡調整を行う。

#### (ア) 集合基地等との連絡調整

- 作業工程の再確認を行い、作業状況や変更事項に応じて、集合基地と協議し防疫措置従事者の調整を行う。
- ホワイトボード等を利用し作業の進捗管理状況を確認・情報共有を行う。

#### (イ) 防疫作業に必要な機材、資材等の確認

重機等のオペレーターの人員、機材、資材の配置の確認を行う。

#### (ウ) 農場外への病原体拡散防止のための消毒等の指示

ウイルス拡散防止のため、防疫措置従事者等に対して動線、着替え、消毒等の指示、輸送トラック等の搬出する機材の消毒等を指示する。

#### (エ) 事故、問題発生時の対応

健康管理係に事故、問題が発生した場合の連絡先を確認するよう指示し、発生時には集合基地に応急処置や救急搬送等の対応を依頼する。

## イ 施設運営・資材係

### (ア) 会場の設営

設営に当たっては、ウイルス拡散防止のため清浄ゾーンと汚染ゾーンを交差することのないように、作業動線、配置等を決定する。

- a テント、コンテナハウス等を利用して、着衣、脱衣、消毒、うがい、手洗い、休憩場所、飲料水等の確保する。
- b 消毒用の動力噴霧器の確保、水の手配を行う。
- c 防疫措置従事者の仮設基地内での誘導を行う。
- d 休憩場所・飲料水等を確保する。

### (イ) 防疫資材の配布、回収

- a 必要な防疫資材を配布する。
- b 使用済みの防疫資材を回収し、適正に管理する。

### (ウ) 在庫の確認、調達要請

- a 発生農場での防疫資材の状況を聞き取り、在庫状況を把握する。
- b 資材が不足する場合には集合基地に要請する。

## ウ 健康管理係

けが、病人等発生時の対応については、集合基地に連絡し、指示に従う。

### (3) 防疫措置従事者の仮設基地内での流れ

#### ア 防疫資材の配布・装着（手袋、マスク、ゴーグル、長靴等）

(ア) 資材係は、防疫措置従事者に、作業用の資材を配布。

(イ) 防疫措置従事者は、受け取った手袋、マスク、ゴーグル、長靴等を装着。  
家畜防疫員等が指導及び支援を行う。

#### イ 作業場所への移動

準備が完了した防疫措置従事者は発生農場、埋却地などの作業場所に移動する。

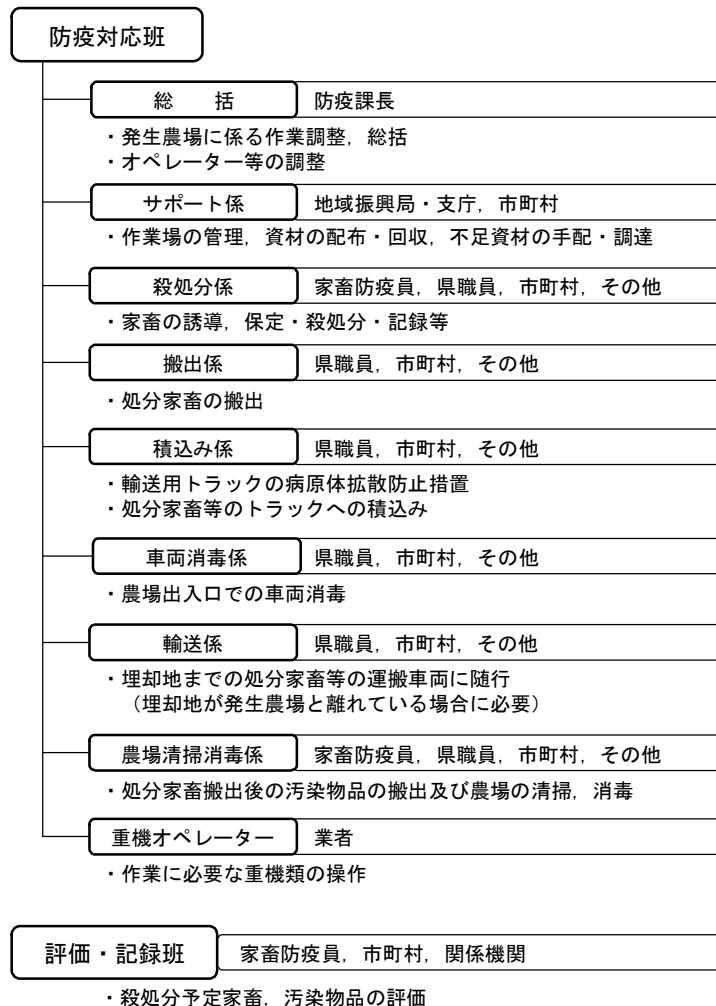
#### ウ 休憩時の移動

休憩時には適切な防疫服の着脱等を実施する。

## 7 発生農場での作業

### (1) 組織体制

発生農場には現地対策本部の防疫対応班及び評価・記録班を配備する。なお、必要に応じて責任者を配置する。



### (2) 各係の具体的な作業内容

#### ア 総括

- (ア) 人員の確認、作業工程の説明と進行・調整
- (イ) オペレーター等との調整
  - a 作業の工程の打合せをし、具体的に重機等を配備する。
  - b 作業場所を確認する。
- (ウ) 防疫措置従事者への作業上の留意事項の伝達
- (エ) 事故、問題が発生した場合の連絡先の確認と対応

イ サポート係

- (ア) 作業場の管理、資材の配布・回収
- (イ) 不足資材の手配・調達

ウ 殺処分係

- (ア) 家畜の誘導及び保定
- (イ) 獣医師による薬剤投与又は電殺器、ガスによる処分
- (ウ) 殺処分家畜の記録

エ 搬出係

殺処分家畜の搬出及び重機による搬出の補助

オ 積込み係

- (ア) 埋却地までトラックで輸送する場合、ウイルス拡散防止処置シート等で処分家畜、汚染物品等の被覆

- (イ) 輸送用のトラックに処分家畜、汚染物品を積み込む時の補助

カ 車両消毒係

農場出入口での車両消毒

キ 輸送係

埋却地までの処分家畜等の運搬車両に随行

ク 農場清掃消毒係

- (ア) 処分家畜搬出後の敷料等の汚染物品の搬出

- (イ) 農場の清掃、消毒

ケ 重機オペレーター

- (ア) ホイルローダー、トラック、バックホー等の防疫作業に必要な重機の操作については、業者へ委託

- (イ) 総括と作業についての打合せ

コ 評価・記録班

- (ア) 殺処分予定家畜、汚染物品について評価・写真撮影

- (イ) 農場内での防疫作業の状況について記録・写真撮影

(3) 防疫措置従事者の農場内での作業の流れ

ア 作業前の説明（総括）

- (ア) 防疫措置従事者は、係ごとに整列し、人員を確認する。

- (イ) 作業行程の説明を行うとともに、作業上の注意点についても十分に説明し、安全性の確保に努める。なお、具体的な作業については、家畜防疫員が説明する。

- (ウ) 作業の途中で気分が悪くなったり、事故等発生した場合は速やかに家畜防疫員に届け出るように指導する。

イ 評価（評価・記録係）

- (ア) 殺処分の前に、評価人が、殺処分予定家畜を確認し、個体（ただし、多頭飼育の育成家畜、肥育豚については群ごとの代表的な個体）ごとに、体型・骨格がわかる様に写真を撮り、記録する。また、生乳、飼料、堆肥、

薬品、種子等の汚染物品の評価も同時に行う。

- (イ) 殺処分等の防疫措置の状況等を写真等に記録する。
- (ウ) 円滑な防疫対応や感染経路の究明のため、殺処分時に発症している家畜の場所や頭数を記録するとともに、当該家畜の病変部位（特に、発症後の経過時間が最も長いと考えられる病変部位）を鮮明に撮影し、速やかに動物衛生課に送付する。また、動物衛生課と協議の上、発症していない家畜を含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う。
- ウ 殺処分・搬出・積込み（殺処分係、搬出係、積込み係、車両消毒係、輸送係）
- (ア) 殺処分は発症家畜を優先し、複数の畜種を飼養している場合は原則として、豚の殺処分を優先する。
- (イ) 殺処分等については、鎮静剤又は麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉の観点からの配慮を行う。
- (ウ) 牛の殺処分
- 1班あたりの人員は概ね16名。（殺処分係10名、搬出係3名、積込み係3名、殺処分係のうち獣医師は3名）
- a 薬殺
- (a) 保定担当は、搬出しやすい場所（重機の進入が可能な場所）に牛を移動後、保定具（おもて、ロープ等）で保定する。
- (b) 薬剤担当は、注射器に薬剤を充填する。
- (c) 獣医師は、鎮静剤を筋注又は静注し、鎮静させる（約5分）。
- (d) 鎮静後、獣医師は薬剤（成牛60～120ml、子牛30～60ml）を静脈注射する（約1分で倒れる）。
- (e) 殺処分後、搬出係は、殺処分家畜を重機（ショベルローダー等）で運搬するための補助作業を行う。（作業補助1～2名／1台）
- b 積込み
- (a) 積込み係は、重機で埋却場所へ移動又は輸送車両（埋却場所が、農場内でない場合）へ積込むための補助作業を行う（作業補助2名）。
- (b) 埋却場所が離れている場合には、病原体の飛散防止対策として殺処分家畜等をシートで覆う。
- (エ) 豚の殺処分
- 豚の殺処分は飼養規模等に応じ、薬殺、電殺、ガス殺（炭酸ガス使用）を組み合わせて実施する。

<豚の大きさに応じた殺処分方法>

	薬殺（心注）	鎮静+薬殺	電殺	ガス殺
哺乳豚	○		○	○
子豚～肥育		○	○	○
繁殖母豚		○	○	
種雄豚		○	○	

1班あたりの人員は概ね14名（殺処分係11名、搬出・積込み係等3名、殺処分係のうち獣医師は2名）

a 薬殺（心注）

哺乳豚については、一人の保定者が豚を仰臥位で保定し、他の保定者が豚の後肢を押さえ、獣医師が薬剤を心臓に約10ml注射する。

b 鎮静+薬殺

(a) 肥育豚、繁殖母豚、種雄豚の殺処分については、狭い豚房などで実施せず、処分後の死体を搬出しやすい他の豚房等へ誘導した上で行う。

(b) 獣医師が鎮静剤を筋注し、鎮静した豚は保定せずに耳翼静脈から薬剤10～30mlを注射する。

(c) 肥育豚、繁殖母豚、種雄豚以外の豚は、鎮静後に5～10分後にキーで保定し、獣医師が頸部血管内もしくは心臓に薬剤を注射する。

c 電殺

(a) 上記bと同様に殺処分場所へ追い込み、豚の頭部を左右から挟み約10秒通電する。次いで心臓部を同様に挟み、死亡するまで通電する。（約30秒～数分程度）

(b) 電殺は、獣医師もしくは電殺機操作になれた者が担当し、機械スイッチを操作する担当者を機械ごとに付ける。

d ガス殺

(a) 哺乳豚、子豚～肥育豚の大きさに適用。深型トラック、豚用コンテナ、フォークリフト、液化炭酸ガス等の重機、機材等が必要。

(b) 最初に、豚をコンテナ等に追い込む。次に、フォークリフトでコンテナからダンプの荷台に豚を移動させ、荷台をブルーシートで覆う。ブルーシートと荷台の隙間から液化炭酸ガスを注入（約3分）する。豚は5分程度で死亡する。（30kgの炭酸ガスボンベは約15m<sup>3</sup>分。）

(c) 豚が静止後、ガスが抜けたことを確認してから、獣医師が死亡を確認する。

(d) その他に、フレコンバック、豚房をガス室として利用し、殺処分を行うことも可能。

エ 車両消毒（車両消毒係）

(ア) 農場出入口で、動力噴霧器を用いて出入りする車両、重機等の消毒を行う。

(イ) 農場出入りの都度、車両表面全体を十分に消毒する。運転手及び車両内部も厳重に消毒する。

オ 輸送（輸送係）

やむを得ず、発生農場から埋却地まで処分家畜、汚染物品等を輸送する場合は、動物衛生課と協議の上、次の事項に留意しながら作業を行う。

(ア) 輸送中のウイルス拡散防止のため密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが準備できない場合は輸送車両の荷台床及び側面をブルーシート等で覆

い、更に処分家畜を積載後、上部もブルーシート等で覆う等の措置を講ずる。

- (イ) 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- (ウ) 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- (エ) 移動中は消毒ポイントにおいて運搬車輛を十分に消毒する。
- (オ) 輸送車両の後ろを消毒車（散水車）で追走し、運送道路を消毒する。
- (カ) 運搬終了後は、車両及び輸送に使用した資材を直ちに消毒する。
- (キ) 汚染物品の移動時には、移動経過を記録する。

#### 死体及び汚染物品の輸送について

- (1) 輸送するものが死体の場合、死体を処理する場所まで家畜防疫員等が同行すること。同行する者については、家畜防疫員の他、家畜防疫員の指示を受けた県職員等でも可能とする。
- (2) 輸送するものが汚染物品の場合は、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示すること。（「移動制限除外証明書」参考資料p26）

※ 処分家畜、汚染物品の積込み等は、搬出係、積込み係と協力して行う。

#### 【留意事項】汚染物品の処理について

- (1) 焼却のため汚染物品を農場から移動させる際に密閉容器を用いる場合、農場内の全ての汚染物品を密閉容器に入れ終えた時点で、
- (2) 家畜排せつ物、敷料、飼料等について、消毒による処理を行う場合、病原体の拡散防止に万全を期した、消毒を開始するための封じ込め措置が完了した時点で、
- (3) スラリー、尿、汚水及び生乳については、クエン酸等の添加によりpHが5以下に低下したことが確認されるなど、「口蹄疫ウイルスに汚染された家畜排せつ物等の処理に関する防疫作業マニュアル」（平成24年8月10日付け24消安第2402号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に準じた処理が確認された時点で、

動物衛生課と協議の上、防疫指針第8の3の(1)の汚染物品の処理が完了したとみなす。

また、家畜防疫員等が農場内の飼料、排せつ物等に含まれる口蹄疫ウイルスの不活化に必要な処理が完了していることを確認するまでの間、農場内の飼料、排せつ物等の移動を禁止すること。ただし、家畜防疫員の指示の下、輸送中の散逸防止の徹底等を図った上で、不活化に必要な処理のために農場外に移動する場合は、この限りでない。

カ 農場清掃・消毒（法第25条）（農場清掃消毒係）

- (ア) 殺処分家畜搬出後、汚染物品を搬出する。搬出作業はショベルローダー等の重機、フレコンバック等の資材も活用する。
- (イ) 汚染物品は、患畜等の生乳、精液等の生産物（ただし、精液又は受精卵にあっては、病性鑑定日から遡って21日目の日前に採取され、区分管理されていたものを除く）、排せつ物を含む敷料、飼料並びにこれらに接触し、又は接触したおそれのあるものとし、原則として埋却処理するため、埋却係、輸送係と連携しながら搬出する。
- (ウ) 生乳、精液等の生産物は酸化（pH 6以下）又はアルカリ化（pH 9以上）後搬出する。
- (エ) 排せつ物、敷料、飼料、乾草、ワラ等は消毒後搬出する。
- (オ) 家畜管理用器具類は、消毒が容易なものを除き埋却する。
- (カ) 汚染物品搬出後、畜舎内の清掃は、上部から下部へ、農場奥から出口に向かって行う。ブラシ、スコップ等を用い、排せつ物や塵埃等の除去を隅々まで行う。畜舎周囲も同様に清掃する。
- (キ) 清掃終了後、畜舎内、外周ともに動力噴霧器を用いて、4%炭酸ソーダ液等の消毒薬で、清掃作業と同様に農場奥から出入り口に向かい消毒、更に消石灰を散布する。
- (ク) すべての作業終了後には、使用した重機、機材等も厳重に消毒する。家畜伝染病予防法施行規則第30条の基準に従い、農場の消毒作業は少なくとも1週間間隔で3回以上実施する。消毒は、口蹄疫ウイルスが酸（pH 6以下）またはアルカリ（pH 9以上）によって感染性を速やかに失うことを踏まえ、強いアルカリ性または酸性を有する炭酸ソーダ、消石灰、塩素系消毒剤等を用いて行う。

**【留意事項】と畜場における口蹄疫発生時の防疫措置について**

と畜場、家畜市場等において異常家畜が口蹄疫の患畜又は疑似患畜と判定された場合、当該と畜場、家畜市場等において、防疫指針第6の1から4までに準じた防疫措置を講じること。

なお、と畜場での発生の場合は、と畜場施設（係留施設、病畜と殺施設）におけると殺についても検討すること。

また、防疫指針第6の4に準じると畜場における消毒については、公衆衛生部局と協力して実施すること（原則として、家畜衛生部局はと畜場内の生きた家畜が扱われる場所を、公衆衛生部局はそれ以外のと畜場内を中心とし、両部局が連携して消毒を実施する。）。

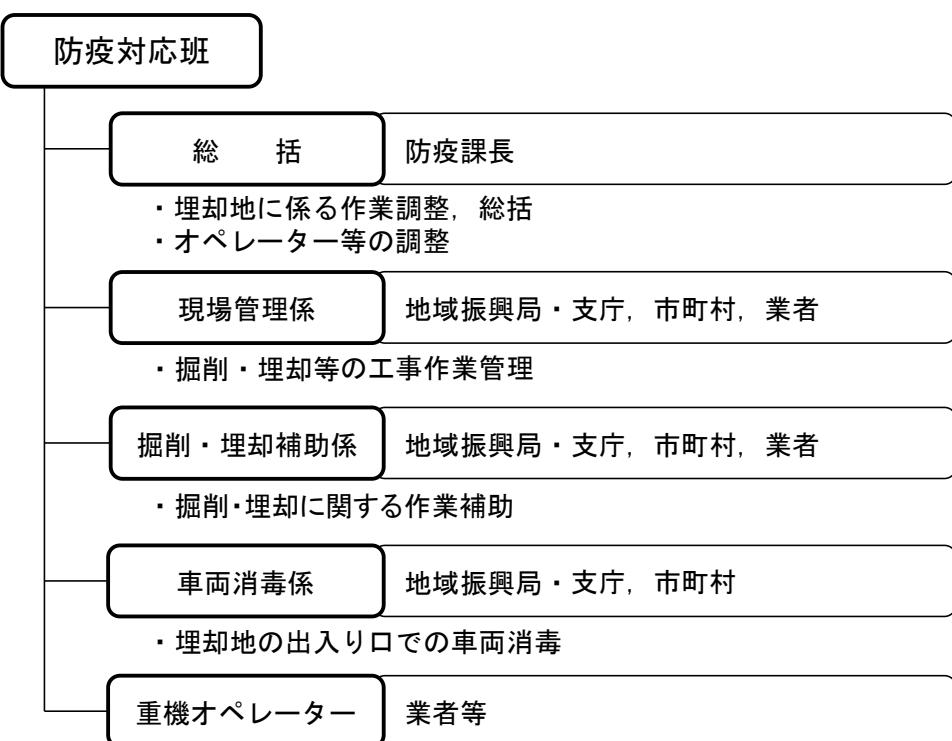
なお、と畜場の消毒については、糞尿等が十分に除去されるよう洗浄をした上で、1回以上実施することとするが、防疫指針第9条の3の規定に基づき、制限区域の設定後21日間はと畜場を再開できないことに留意する必要がある。

## 8 埋却場所での作業

埋却場所は、原則として発生農場内又はその近くに確保するよう努める。なお、発生農場内あるいはその付近での埋却地の確保が困難な場合は、以下の点に留意して埋却地まで輸送する。埋却場所が仮設基地から離れた場所であった場合には、現地対策本部と協議の上、ウイルス拡散防止を考慮しながら、防疫措置従事者が作業を行えるようにする。

### (1) 組織体制

埋却場所には現地対策本部の防疫対応班を配備する。



### (2) 作業の流れ

#### ア 総括

##### (ア) 掘削作業前の確認、打合せ

- 対策本部が作成した作業計画書及び資材の数量、配置場所を確認する。
- 埋却溝の掘削位置や重機の作業位置、輸送車両による処分家畜搬入時の作業動線を確認する。

##### (イ) 防疫フェンス設置の指示

- 作業計画書を基に現場管理係（業者）への防疫フェンスの仕様や設置の位置等の打合せを行う。
- 設置後は計画に沿った物であるか設置状況を確認する。

##### (ウ) 埋却溝掘削作業の指示

- 作業計画書を基に現場管理係（業者）への掘削・埋却計画について指

示する。

- b 重機類の搬入を指示し、掘削を開始させる。

(エ) 処分家畜・汚染物品投入作業の準備

- a 仮設基地より入場してきた防疫措置従事者（業者以外）を集合させる。
- b 防疫措置従事者を班ごとに編成、整列させ、点呼を行い人員を確認する。
- c 対策本部が作成した作業計画書に基づいて各班の作業内容の説明及び打合せを行う。
- d 作業行程及び内容等について説明を行うとともに、作業上の注意点についても十分に説明し、安全性の確保に努める。
- e 作業の途中で気分が悪くなったり、事故等が発生した場合は速やかに届け出るように指導する。
- f 埋却に関する資材の準備を指示する。
- g 消石灰散布の終了後は、地下水汚染の可能性がある場合など状況により掘削・埋却補助係に埋却溝掘削面へ浸透防止のブルーシートの設置を指示する。
- h 消石灰散布に際しては、飛散しないよう注意する。

(オ) 処分家畜及び汚染物品投入の指示

処分家畜を発生農場からトラック等で運搬・搬入するよう指示する。

(カ) 埋め戻し作業の指示

- a 処分家畜・汚染物品の投入完了後、消石灰を散布させる。
- b 消石灰散布後、処分家畜の上に2m以上の覆土となるよう埋め戻しを指示する。

(キ) 埋却地への消石灰散布作業の指示

重機を用いて埋却地の広範囲に消石灰を散布させ、その後、埋却地全体が、均一に被覆されるように防疫措置従事者に竹ホウキなどで拡げさせる。

(ク) 撤収作業の指示

- a 埋め戻し完了後、埋却地には家畜伝染病予防法施行規則第30条により立て看板を設置する。
- b 立て看板には病名、家畜の種類、埋却年月日、発掘禁止期間（3年）を記載する。
- c 作業終了後に防疫フェンスを撤去させる。
- d 全ての作業終了後、重機、機材及び資材等の清掃・消毒を指示し、消毒済みの重機等を搬出させる。
- e 機材の搬出が終了したら、防疫措置従事者を集合させ、点呼を行い人員を確認する。
- f 最後に防疫措置従事者を消毒させた上で埋却地より退場させ、仮設基地で防疫用具を廃棄する。

# 告

当地は、家畜伝染病予防法第24条の規定に基づき、下記のとおり発掘を禁じます。

[ 病名] 口蹄疫

[ 家畜の種類] ○

[ 埋却年月日] 平成〇〇年〇〇月〇〇日

[ 発掘禁止期間] 上記埋却年月日から3年間

平成〇〇年〇〇月〇〇日  
〇〇家畜保健衛生所

## イ 現場管理係

### (ア) 防疫フェンスの設置

- a 仮設基地にて防疫服・手袋・長靴・ゴーグル・ヘルメットを着用し、埋却地へ入場する。
- b 埋却地周囲に設置する防疫フェンスの仕様や設置の位置等について総括と打合せを行う。
- c 防疫フェンスは鉄パイプ等を組み、ブルーシート又は寒冷紗を括り付けて製作する。
- d 防疫フェンスの高さは外部から視線を遮蔽できる様におおよそ3mになるよう設置する。

### (イ) 埋却溝掘削作業の指示

- a 作業計画書を基に掘削・埋却作業について総括と打合せを行う。
- b 以後の役割としては総括の下、重機オペレーターへの指示、監督が主な役割となる。
- c 重機の搬入を指示する。
- d 掘削、埋却作業について重機オペレーターと打合せを行い、掘削作業を開始、作業中は作業を監督する。
- e 掘削の完了した埋却溝の底面及び法面に消石灰を散布させ、その上に状況によりブルーシート敷設完了後、再度消石灰を散布させる。
- f 消石灰散布は1kg/m<sup>2</sup>を目安に散布させる。

### (ウ) 処分家畜・汚染物品投入作業の指示

- a 発生農場より輸送車両にて運搬されてくる処分家畜の投入作業を指示する。
- b 処分家畜は、家畜の前足に結ばれた吊り下げロープを重機で吊り上げて埋却溝底に並列に並べるように投入させる。

- c フレコンバッグ等に詰められた汚染物品を重機で吊り上げて投入する作業の指示を行う。

(エ) 埋め戻し作業の指示

- a 投入完了後の埋却溝に重機を使用して消石灰を散布させる。
- b 掘削・埋却補助係によりブルーシートを埋却溝に投げ入れた後、処分家畜の上2m以上の覆土となるよう埋め戻しを指示する。

(オ) 埋却地への消石灰散布作業の指示

- a 重機を用いて埋却地の広範囲に消石灰を散布させる。
- b 細かな部分は他の防疫措置従事者が行う。

(カ) 撤収作業

- a 作業の最後に防疫フェンスを消毒し、撤去する。
- b 全ての作業終了後、重機、機材及び資材等の清掃・消毒を指示し、重機等を消毒後に搬出させる。
- c 最後に全身を消毒した上で埋却地より退場し、仮設基地で防疫用具を廃棄する。

ウ 掘削・埋却補助係

(ア) ブルーシートの設置（状況により実施することとし、杭打ち、シートを広げる、杭に結びつける。）

- a ロープを約3mの長さに切断する。
- b ブルーシートの両端に2m間隔にロープを結んでおく。
- c 1本目の埋却溝の掘削が終了した後、総括の指示に従い、埋却溝辺縁より1m離れた場所に2m間隔の距離で杭を打つ。
- d 掘削面にブルーシートを広げ、シート上端が地表から1m程度下がる状態でロープを杭に結び付ける。
- e 次のブルーシートは設置したシートと2m重ね、同様の方法で設置する。

(イ) 埋却溝への消石灰散布の補助

埋却溝掘削及びブルーシートを設置し、処分家畜・汚染物品投入後に重機によって消石灰の散布をするが、袋入りの場合、まずバケットに消石灰を投入し、その後散布する。

(ウ) 殺処分家畜投入時の補助（家畜にロープを結束する）

準備したロープを処分家畜前足に結び、バケットのツメにかける。

(エ) ブルーシート投げ入れ

埋却溝への処分家畜・汚染物品の投入と消石灰散布が終了後、総括の指示に従い、シートを留めていた杭を引き抜き埋却溝へ投げ入れる。

(オ) 埋却地への消石灰散布補助

処分家畜・汚染物品の埋却溝への投入、埋め戻し、重機による埋却地の消石灰散布が終了後、総括の指示に従い、埋却地全体が消石灰で均一に被覆されるよう竹ホウキ、バケツ等を利用し拡げていく。

### 作業上の注意

重機周辺、埋却溝付近など危険な場所での作業が多いことから次の点に注意する。

- (1) 重機周辺で作業をする時は必ずヘルメットを着用すること。
- (2) 埋却溝の法肩（端）に近づかない。
- (3) 重機の旋回範囲内（重機が届く範囲）には立入らない。
- (4) 重機周囲での作業が必要な場合（特に処分家畜の吊り下げ作業、消石灰のバケットへの投入）は、重機のバケット等が停止したことを確認し、オペレーターとの確認が取れてから重機に近づき作業を行う。作業終了後は速やかに重機から離れる。

### エ 車両消毒係

#### (ア) 埋却地入場、退出時の車両、重機等の消毒

- a 埋却準備が完了、処分家畜の搬入が開始されるとの連絡を受けた総括からの指示を受け、埋却地出入口に設置してある動力噴霧器の付近に待機する。

- b 運搬車両の入場時、埋却地出入り口付近にて停止させる。

- c 動力噴霧器を稼働させ、車両全体を消毒する。

※ 処分家畜を運搬する車の運転手は原則として作業中は車外に出ないことをとする。車外に入りする際は運転手、車両内部についても消毒実施する。

- d 運搬車両の退出時も同様に埋却地出入り口付近にて消毒をする。特に処分家畜を搭載していた荷台、被覆していたブルーシートは念入りに消毒する。

#### (イ) 作業終了後の車両、重機等の消毒

- a 埋却地におけるすべての作業終了後、総括の指示を受け出入り口付近へ移動、作業に使用した車両、重機、運転手、オペレーターを動力噴霧器で消毒する。

- b すべての処分家畜の運搬作業が終了した時点で、総括の指示を受け、その他作業に移行する。

### オ 重機オペレーター

#### (ア) 重機の搬入

- a 仮設基地にて防疫服・手袋・長靴・ゴーグル・ヘルメットを着用し、重機に搭乗し、操作する。

- b 現場管理係の指示に従い重機を搬入する。

#### (イ) 埋却溝掘削作業

- a 現場管理係より掘削・埋却計画の説明を受け、打合せを行う。

- b 現場管理係の指示に従い、埋却溝を掘削する。

(ウ) 処分家畜・汚染物品投入作業

輸送車両にて発生農場より運搬されてきた処分家畜を、掘削・埋却補助係と連携して埋却溝に投入する。

(エ) 埋め戻し作業

a 投入完了後の埋却溝に重機を使用して消石灰を散布する。

b 掘削・埋却補助係によりブルーシートの埋却溝投げ入れ後、処分家畜の上2m以上の覆土となるよう埋め戻しする。

(オ) 埋却地への消石灰散布作業

a 埋却終了後、重機を用いて埋却地の広範囲に消石灰を散布させる。

b 細かな部分は他の防疫措置従事者が行う。

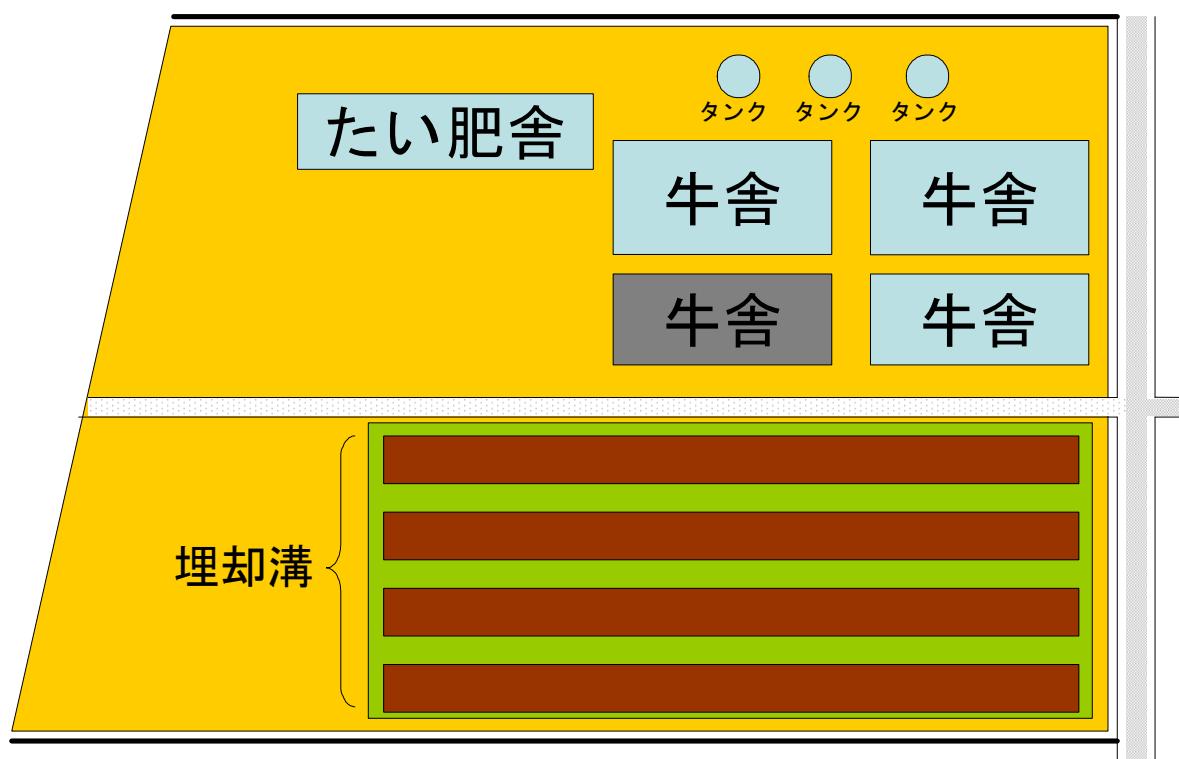
(カ) 撤収作業

a 全ての作業終了後は重機の消毒を行う。

b 消毒完了した重機を埋却地より搬出する。

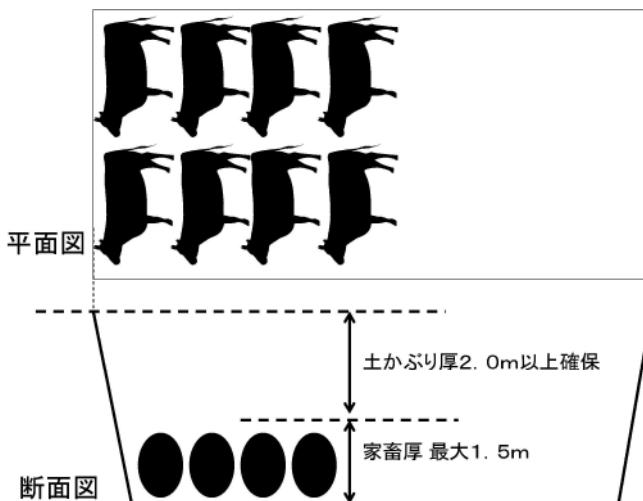
c オペレーター自身も消毒を行った後、埋却地を退場後仮設基地にて脱衣する。

## 家畜の死体などの埋却地等の状況

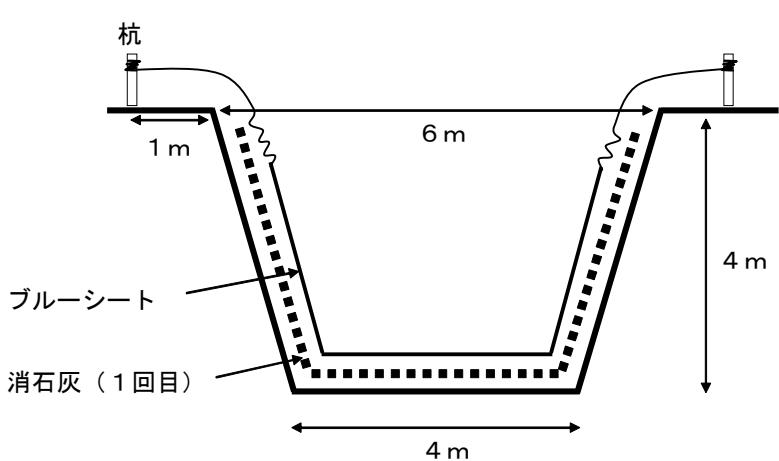


## 牛の埋却イメージ

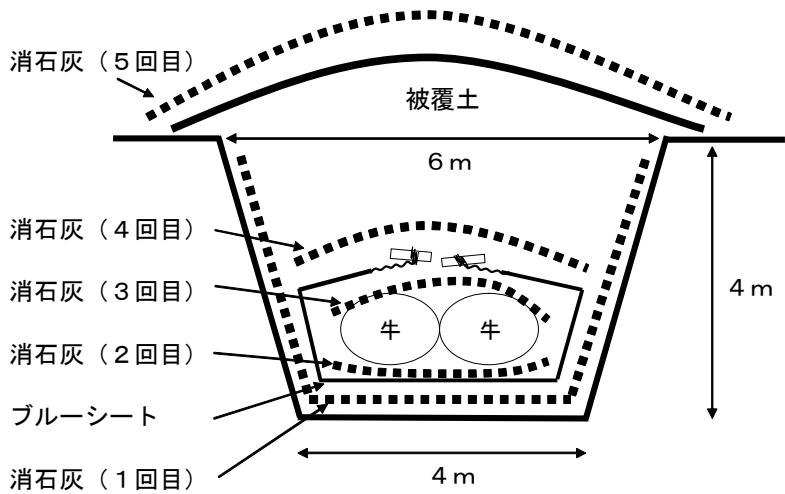
(注) 土質に応じた勾配を確保する



【シート設置図例】



【最終断面図例】



- ①埋却溝掘削
- ②消石灰散布（1回目）
- ③ブルーシート設置
- ④消石灰散布（2回目）
- ⑤家畜、汚染物品の投入
- ⑥消石灰散布（3回目）
- ⑦ブルーシートの投げ入れ
- ⑧消石灰散布（4回目）
- ⑨埋め戻し
- ⑩消石灰散布（5回目）
- ⑪看板の設置

## 9 仮設基地内の作業（防疫作業終了後）

防疫作業終了後にウイルスの拡散を防止するために、作業着の交換、履き物の交換、手洗い、うがい等を行う。

### （1）各係の具体的な作業内容

#### ア 総括

仮設基地での作業が速やかに実行されるよう指示するとともに、現地対策本部との連絡調整を行う。

#### （ア）作業終了の報告

（イ）作業進行状況の報告（殺処分頭数、埋却頭数等）

（ウ）ウイルス拡散防止のための、着替え、消毒の方法等の指示

（エ）事故、問題が発生しなかったかの確認と対応

#### イ 施設運営・資材係（地域振興局・支庁及び市町村）

（ア）防疫作業で使用した作業着等の回収と廃棄

（イ）翌日に使用する防疫資材の準備と不足分の補充

### （2）防疫措置従事者の仮設基地内の流れ

#### ア 作業場所からの移動

農場出口で防疫服の上から全身を消毒してから仮設基地へ移動する。

#### イ 防疫服等の脱衣

手袋、マスク、ゴーグル、長靴、防疫服等を脱ぎ、廃棄用の容器に投入する。脱衣後、洗顔、うがい、手洗いをする。

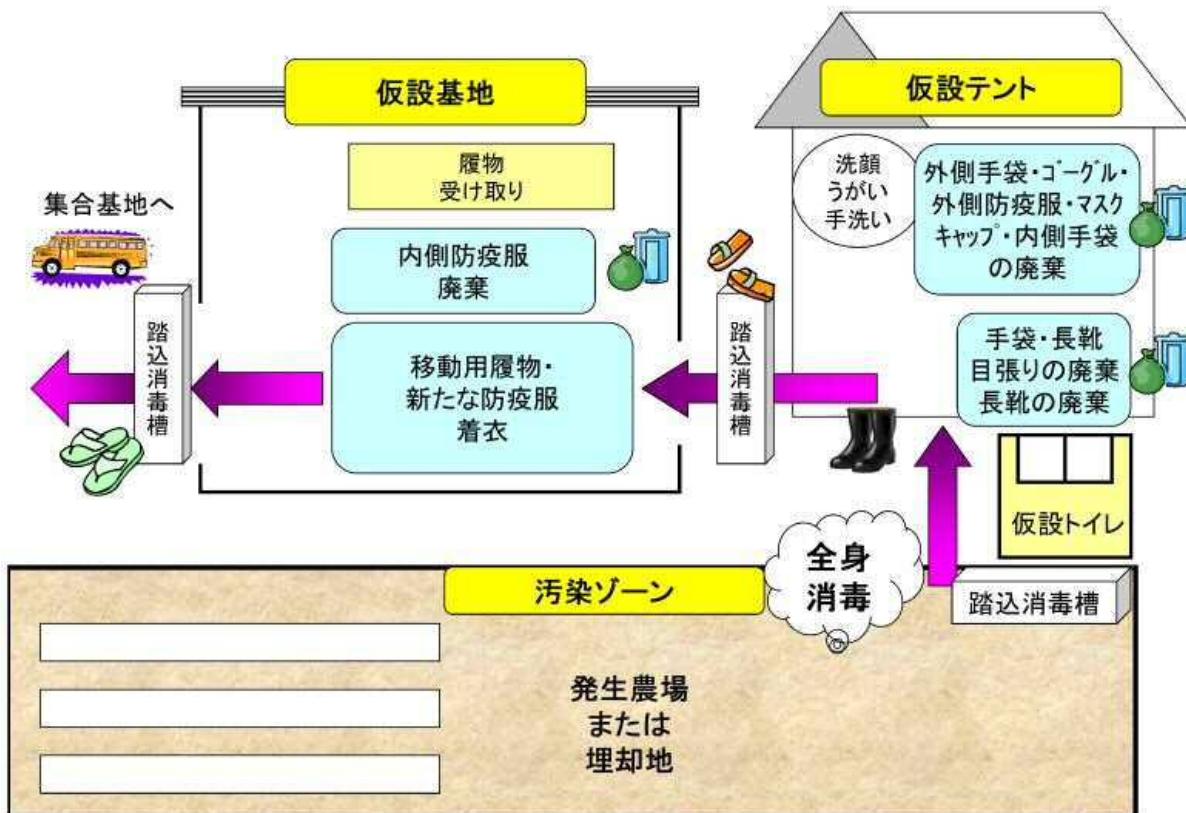
#### ウ 着替え

新しい防疫服を着用する。

#### エ 集合基地への移動

移動用履物（サンダル等）に履き替えて、現地専用バス等で移動する。

## 仮設基地(防疫作業終了後)



### 10 集合基地での作業（防疫作業終了後）

最終的なウイルスの拡散防止のため、防疫措置従事者がシャワー、着替え等をする場所として利用する。

防疫措置従事者の最終点呼をするとともに、防疫作業後の注意事項（p66）を説明する。

#### （1）各係の具体的な作業内容

##### ア 総括

現地対策本部が策定した作業計画書及び機材、資材を確認する。

##### （ア）現地対策本部との連絡調整

- a 翌日の予定の確認
- b 人員の確認
- c 重機、機材、資材の確認及び不足分の補充
- d 作業上の問題点の検討

##### （イ）注意事項の説明

防疫措置従事者に防疫作業後の注意事項（例：作業後7日間は偶蹄類の動物には接触しない）等を説明する。

イ 会場運営係

- (ア) 受付名簿で、防疫措置従事者の確認
- (イ) 預かっていた貴重品等の返還

ウ 資材係

- (ア) 防疫措置従事者の作業着等の回収と廃棄
- (イ) 翌日配布分の防疫資材の準備、資材の在庫を確認、不足分の補充

エ 健康管理係

体調不良者、怪我人の把握

(2) 集合基地内での流れ

ア 作業場所からの移動

仮設基地から集合基地までは現地専用バス等で移動する。

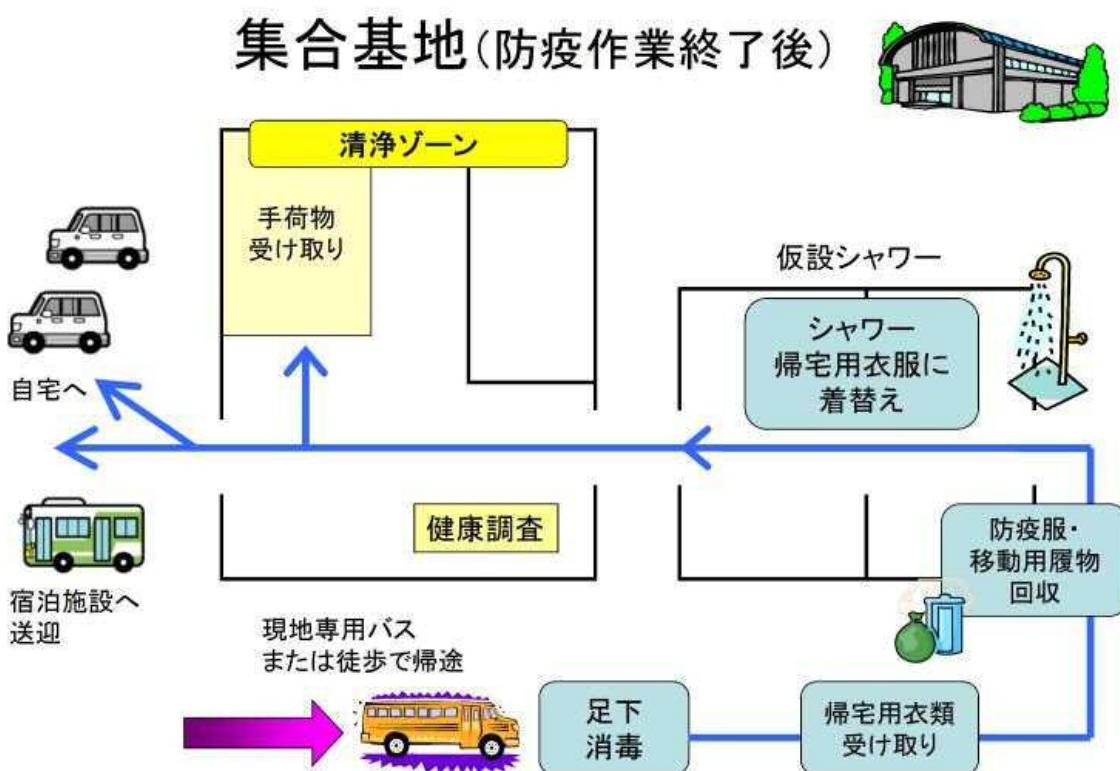
イ シャワー等の実施

資材係は移動用に着用していた防疫服等を回収する。

ウ 受付

着替え後、会場運営係が防疫措置従事者等の確認を行い、併せて私物の返却を行う。

エ 解散



## 防疫作業後の注意事項

### (1) 帰宅前

ア シャワー設備がある場合は、鼻、耳の中も含め全身を洗う。着ていた衣類等はビニール袋で密閉し、その場で廃棄または消毒薬に浸漬後、ビニール袋に入れて持ち帰る。

イ シャワー設備が無い場合は、洗顔後、全身に消毒薬（クエン酸等）を噴霧後、着ていた衣類を全て着替える。着ていた衣類等はビニール袋で密閉し、その場で廃棄または消毒薬に浸漬後、ビニール袋に入れて持ち帰る。手指消毒後、解散する。

ウ 防疫作業従事期間中及び作業終了後7日間（バイオセキュリティ措置が適切に実施されている事が確認されている場合は3日間）は畜産農家、動物園、ペットショップ等の偶蹄類動物の飼養施設に立ち入らない。また、畜産関係者との接触を控える。

### (2) 帰宅後

ア 解散後は寄り道せずに直帰し、直ちに作業服、通勤服、靴、ビニール袋を全て浸漬消毒（家庭用ハイターで可）し、シャワーを浴びる。ビニール袋は通常のゴミとして廃棄。

イ 外傷や体調不良がある場合には、医療機関を受診し、県防疫対策本部総務班（畜産課管理係・企画経営係）に報告すること。

## 11 評価（家畜、飼料、薬品等）

殺処分される家畜及び汚染物品等の評価額に対して法第58条に基づく手当金が交付される。この評価額の決定にあたっては、農林水産大臣は県知事の意見を聞くこととされており、さらに県知事は家畜等の評価についてあらかじめ選定した3人以上の評価人の意見を聞くとされている。なお、評価人は現地対策本部の評価・記録班に所属する。

評価額の算定は迅速かつ適切に行う。

### （1）殺処分時における評価物の確認

#### ア 家畜（参考資料p27～28）

殺処分前に、殺処分の対象となる家畜の頭数、月齢、導入日などについて確認し、記録する。また、個体（ただし、多頭飼育の育成家畜、肥育豚については群ごとの代表的な個体）ごとに、体型・骨格がわかる様に写真を撮る。患畜又は疑似患畜であることが確認される前の状態についての評価額とし、家畜が患畜又は疑似患畜であることは、考慮しない。

#### イ 汚染物品（参考資料p29）

次に焼却又は埋却の対象となる汚染物品について物品の内容や数量などの確認、写真撮影を行う。国の指針に示される汚染物品は次のものである。

（ア）生乳、精液、受精卵等の生産物（ただし、精液、受精卵にあっては、病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

（イ）排せつ物

（ウ）敷料

（エ）飼料

（オ）その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

### （2）評価人の選定（法第58条第5項）

評価人は家畜伝染病予防法施行規則62条により①家畜防疫員、②家畜防疫員以外の地方公務員で畜産の事務に従事するもの、③地方公務員以外の者で畜産業に経験のあるもののうちからそれぞれ1名以上選定するものとされている。

具体的には①は家畜保健衛生所職員、②は発生した市町村の畜産担当者、③には発生農場が所属する畜産関係団体の職員の選定が考えられる。

### （3）評価額の算定方法（参考資料p114～122）

#### ア 家畜

家畜の評価方法については、防疫指針に従う。

#### イ 汚染物品

汚染物品の評価は、購入価格又は地域の平均取引価格等を参考に評価する。

### （4）家畜の評価額の算定を速やかに実施することが困難と認められるときは、概算払いについて、動物衛生課と協議する。

## 12 防疫作業の一例（肥育牛400頭）

### （1）殺処分作業（殺処分係）

- ア 畜舎内の牛を捕獲し、殺処分場所へ誘導する。
- イ 牛が暴れないよう確実に保定する。
- ウ 薬剤担当が注射器に薬剤を充填する。
- エ 獣医師が鎮静剤を筋注し、鎮静する。
- オ 鎮静後、獣医師は薬液（成牛60～120ml）を静注し、殺処分する。
- カ 殺処分後、保定を解除し、重機で埋却溝へ移動させる。

### （2）防疫措置従事者の装備

#### ア 着用品

- ①防疫服 2枚 ②長靴 ③ゴム手袋 ④厚手の手袋 ⑤マスク ⑥帽子  
⑦ゴーグル

#### イ その他

- ・防疫措置従事者は、「名前」「所属」「作業名」を防疫服の胸部及び背中にマジックで記入。
- ・各作業毎にリーダーを配置し、リーダーは「リーダー」と記されたベストを着用する。



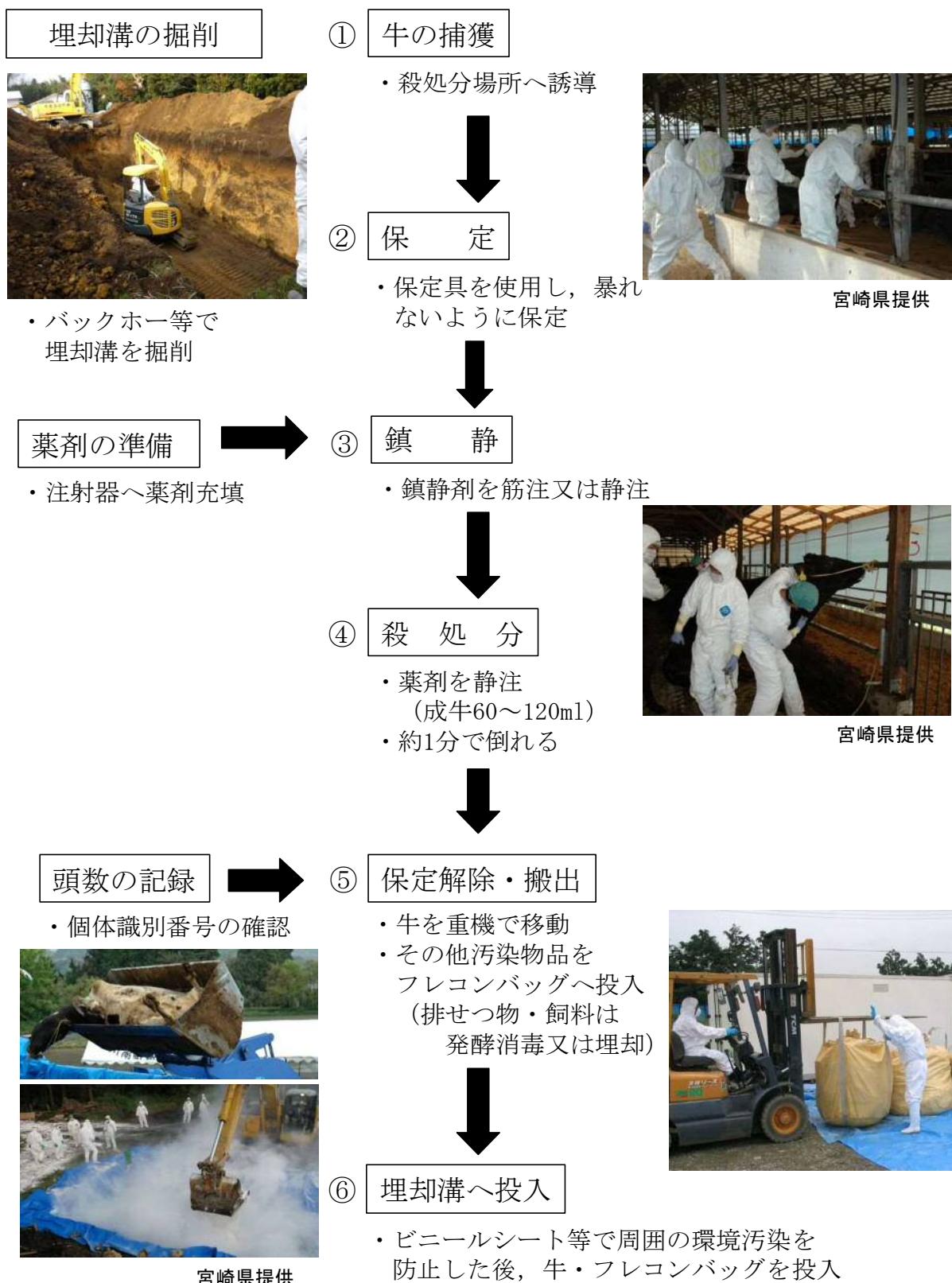
### （3）殺処分に係る人員配置

- ・動員80人を8チームに分割して作業を実施。

### （4）1チームの殺処分に係る担当業務及び割当人数

	獣医師	防疫措置従事者
牛の捕獲	—	2名
保定	—	2名
薬剤準備	—	2名
殺処分	3名	—
記録	—	1名
合計	3名	7名

## <殺処分作業の流れ>



## (5) 殺処分に係る各担当の業務内容について

### ■牛の捕獲（2名）

放牧牛等は牛舎内に誘導し、引き出せるよう1頭ずつ捕獲する。

#### [必要とする資材]

- ①頭絡（鼻環がある場合不要）：頭数分
- ②ロープ（12mm）200m×2本
- ③カッター（ロープ切断用）

#### [リーダーの業務]

- ①牛の誘導の指示
- ②捕獲ペースの調整

#### [注意点等]

- ・逃走防止のため、柵等で囲い込む。
- ・スタンチョンがある場合は、飼料等でおびき寄せる。
- ・頭絡や鼻環、角等にロープを連結させて引き出す。

### ■保定（2名）

殺処分場所（搬出しやすい場所）に牛を移動し、保定具を用いて保定する。

#### [注意点等]

- ・鉄柵や支柱などにしっかりと繫留する。
- ・暴れる牛は、鎮静をかけてから保定。
- ・牛同士の間は倒れるスペースを確保しつつ、空け過ぎないようにする。
- ・スタンチョンの場合、繫留後スタンチョンを解除し、保定する。



宮崎県提供

### ■薬剤の準備（2名）

牛が繫留、保定されている間に鎮静剤および薬剤をシリンジに充填する。

#### [必要とする資材]

- ①20ml連続注射器（鎮静用）1本
- ②50mlシリンジ（薬殺用）4箱
- ③鎮静剤（キシラジン製剤25ml）8本
- ④薬剤
- ⑤バケツ（薬液用）
- ⑥移動用ボックス（踏み込み消毒槽で代用可）
- ⑦ゴミ袋等

#### [注意点等]

- ・鎮静剤3～5ml/頭を目安に準備する（連続注射器1本で5～6頭）。
- ・殺処分用薬剤は1頭あたり50mlシリンジ2本を準備する（100ml/頭）。

## ■鎮静・殺処分（3名）

キシラジン製剤を、頸部または臀部に筋肉内注射（3～5ml）し、鎮静させる（約5分）。

頸静脈に留置針を穿刺し、固定後、速やかに薬剤を（約100ml）注入する（約1分で倒れる）。

### [必要とする資材]

- ①鎮静剤用連続注射器 1本
- ②連続注射器用針（鎮静用） 2ダース
- ③殺処分用薬液（充填済みシリンジ） 40本
- ④注射針（殺処分用） 18G 40本
- ⑤エクステンションチューブ 5本
- ⑥廃棄ボックス（薬液容器等で代用可）
- ⑦ゴミ袋等



宮崎県提供

### [リーダーの業務]

- ①繫留・保定場所の調整 ②殺処分の指示 ③安全対策、事故対応

### [注意点等]

- ・殺処分の前に、保定が十分であるか確認する。
- ・殺処分はシリンジ2本を使用して薬剤を注射するため、エクステンションチューブに薬剤充填済みシリンジを差し替えて、2本連続で注入する。
- ・死亡確認は確実に実施し、息がある場合は速やかに薬剤を追加注射する。
- ・薬剤が目に入らないよう、ゴーグルを必ず装着する。
- ・薬剤がシリンジに付着するとすべり易いため、注意する。

## ■記録（1名）

代表的な個体の写真を撮り、全ての殺処分家畜の個体識別番号を記録する。

## （6）搬出・積込み（搬出係、積込み係）

## ■保定解除・搬出（6名）

殺処分後、保定担当が保定具を外し、重機に積込み埋却場所へ運ぶ。

搬出係は、重機への積込みの補助を行う。

### [必要とする資材]

- ①ロープ（必要に応じて準備）



宮崎県提供

## ■重機（4名）

農場内での重機の操作を誘導・指示。

### [重機]

- ①フォークリフト ②ホイルローダー等



## (7) 清掃・消毒等の作業（農場清掃消毒係）

殺処分終了後に、①畜舎内の排せつ物および敷料の除去 ②飼槽や飼料タンク内の飼料、乾草の除去 ③消石灰散布 ④機材の消毒・積込み ⑤場内の最終確認を実施。

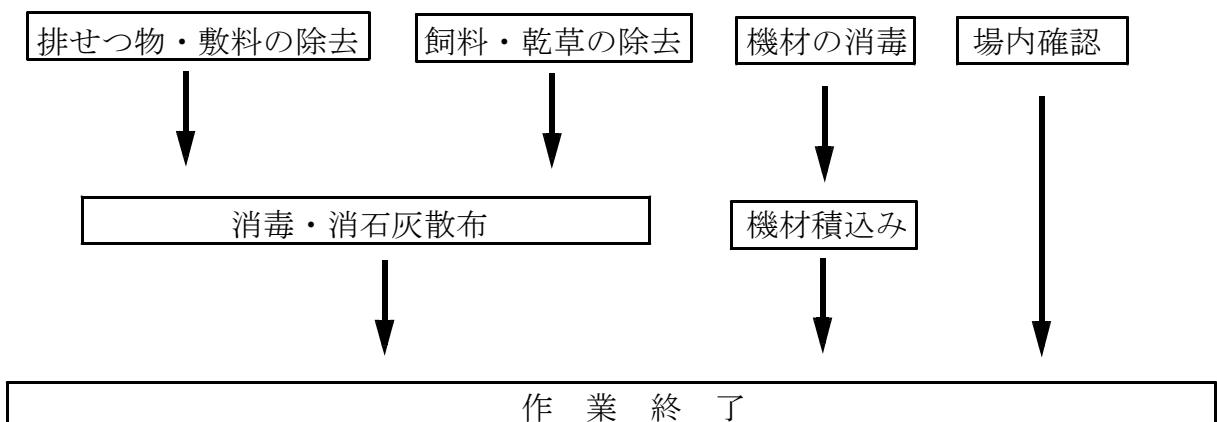
1次動員当たりの100人を2チームに分割して作業を実施する。

<1チーム当たりの消毒・清掃等の担当業務及び割当人数>

防疫措置従事者	
排せつ物・敷料の除去	約15名
飼料・乾草の除去	約5名
消毒・石灰散布	約10名
機材消毒・積込み	約10名
場内の最終確認	約5名
延べ	約45名

※ 作業の終了した搬出係、積込み係も含まれる。

<殺処分終了後の作業の流れ>



<作業内容の詳細>

### ■排せつ物・敷料の除去（約15名）

※ 排せつ物等は埋却

畜舎床面の端や角など（スクリーパーで除去出来ない箇所）の排せつ物を搔き出し、壁面の塵埃等を上から下に除去してフレコンバッグへ投入。

[必要とする資材]

- ①スコップ ②ブラシ ③ホウキ ④脚立
- ⑤一輪車 ⑥フレコンバッグ



## ■飼料・乾草の除去（約5名）

タンク内及び飼槽内に残る飼料や乾草を評価し、フレコンバッグに投入。

[必要とする資材]

- ①ホウキ ②スコップ ③一輪車等
- ④重機（ホイルローダー） ⑤フレコンバッグ



## ■消毒・消石灰散布（約10名）

排せつ物等の除去後に水洗・消毒薬を噴霧。

消毒後の畜舎床面及び畜舎間には消石灰を散布。

[必要とする資材]

- ①動力噴霧器（タンク含む） ②ホース
- ③消毒薬 ④消石灰 ⑤ホウキ ⑥一輪車
- ⑦カッター

[注意点等]

- ・消毒薬は口蹄疫に効果のある物を使用する。
- ・農場の下水および排水溝にも消毒薬を投入する。
- ・農場内の消毒は殺処分、汚染物品の埋却の終了後、少なくとも1週間間隔で3回以上繰り返し実施する。



宮崎県提供



宮崎県提供

## ■機材消毒・積込み（約10名）

動力噴霧器で器具・機材を洗浄・消毒後、搬出車両に積込む。

[必要とする資材]

- ①動力噴霧器 ②ブラシ ③ビニール紐



## ■場内の最終確認（約5名）

畜舎内、場内を巡回し、殺処分・清掃・消毒等の確認を行い、放置された機材や資材等があれば撤収する。

## (8) 防疫措置終了後の作業

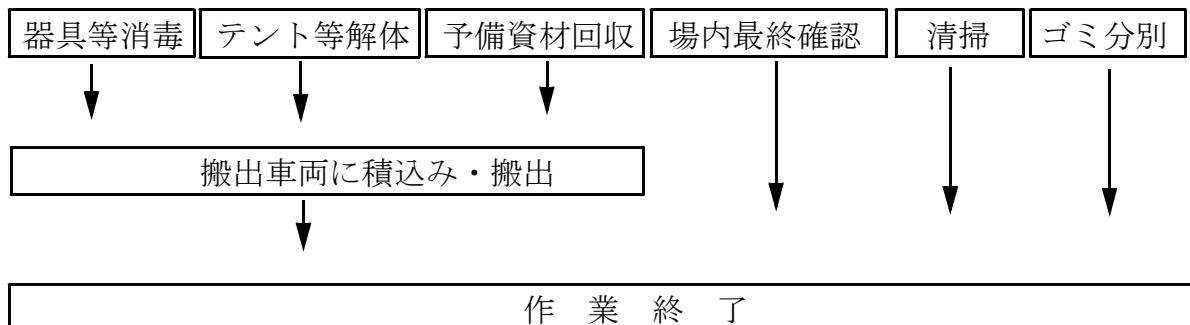
清掃・消毒作業が終了した班は防疫措置終了後の作業に移行する。割り当て人員については家畜防疫員に一任する。

実施内容：①殺処分に使用した器具・機材の洗浄・消毒及びトラックへの積込み・搬出 ②休憩所のテント等の解体・積込み・搬出 ③本部予備資材等回収の積込み・搬出 ④場内の最終確認 ⑤ゴミの分別、器具・機材等の撤収。

<防疫措置終了後の担当業務及び割当人数>

□殺処分終了農場	防疫措置従事者
器具・機材の洗浄・消毒、積込み	約10名
テント等の解体、積込み	約10名
作業の予備資材等の回収・積込み	約4名
場内の最終確認	約10名
その他片付け、清掃	約10名
ゴミの分別	約5名
トラック、フォークリフト担当	数名

<防疫措置終了後の作業の流れ>



<作業内容の詳細>

### ■器具・機材の消毒・積込み（約10名）

動力噴霧器で器具・機材を洗浄・消毒後、搬出車両に積込む。



### [必要とする資材]

- ①動力噴霧器 ②ビニール紐 ③ブラシ

### [対象器具、機材]

- ①動力噴霧器 ②一輪車 ③ホウキ ④脚立  
⑤重機

⑥防疫フェンス（解体作業を含む）⑦フォークリフト用パレット 等

### ■テント等の解体、積込み（約10名）

テントの解体、テーブル、イスの回収・積込み  
[必要とする資材]

- ①ビニール紐 ②カッター



### ■作業の予備資材等の回収・積込み（約4名）

本部と畜舎作業用の予備資材の回収・積込み  
[必要とする資材]

- ①フォークリフト ②輸送車両



### ■場内の最終確認係（約10名）

畜舎内、場内を巡回し、放置された機材や資材等を回収する。

### ■ゴミの分別（約5名）

医療用廃棄物と一般廃棄物を分別

[必要とする資材]

- ①医療廃棄物用ボックス ②一般用廃棄物の袋 ③カッター ④ガムテープ

## （9）防疫措置従事者に対する消毒等

### ア 現場での作業者に対する消毒等について

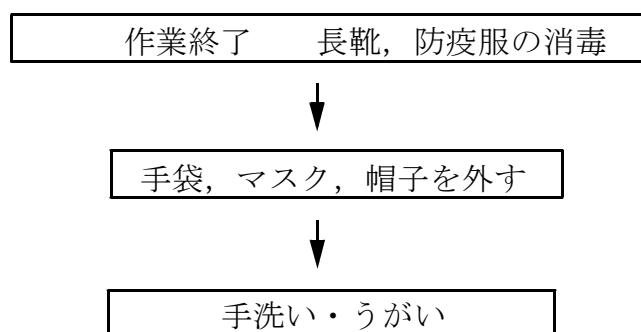
防疫措置従事者は、作業終了後踏込消毒を行い、再度、動力噴霧器で長靴を洗浄・消毒する。

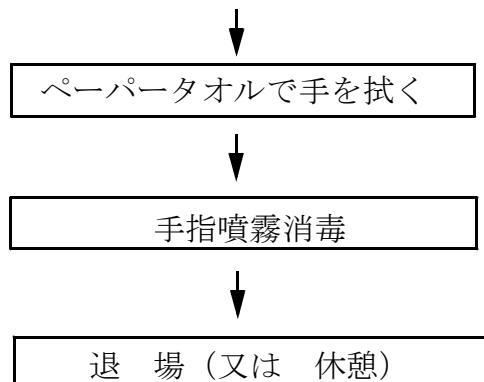
長靴等の消毒を終えた防疫措置従事者は、手袋、マスク、帽子、外側の防疫服を脱ぎ、手洗い、うがい、手指の消毒を行う。この一連の消毒は作業終了ごとに毎回実施。



農場から退場する際には、仮設テントから仮設基地移動後、内側の防疫服を脱衣し、下着も含めて廃棄し、新たな防疫服を着用する。

＜防疫措置従事者に対する消毒の流れ＞





### ■サポート（消毒）

ペーパータオル、うがい薬の配布、手指への消毒薬の噴霧など、防疫措置従事者に対する消毒を補助する。

#### [必要とする資材]

- ①うがい薬 ②紙コップ ③ペーパータオル
- ④手指消毒薬 ⑤飲料用水



#### イ 健康状態の確認について

・場所：集合基地

防疫措置従事者に対し、受付にて作業前及び作業後の健康調査を実施（自己申告）。

### (10) その他

#### ア 休憩所の備品

- ①テント ②テーブル ③イス ④灰皿 ⑤マジック ⑥ゴミ箱 ⑦靴入用のビニール袋 ⑧ペーパータオル ⑨トイレ

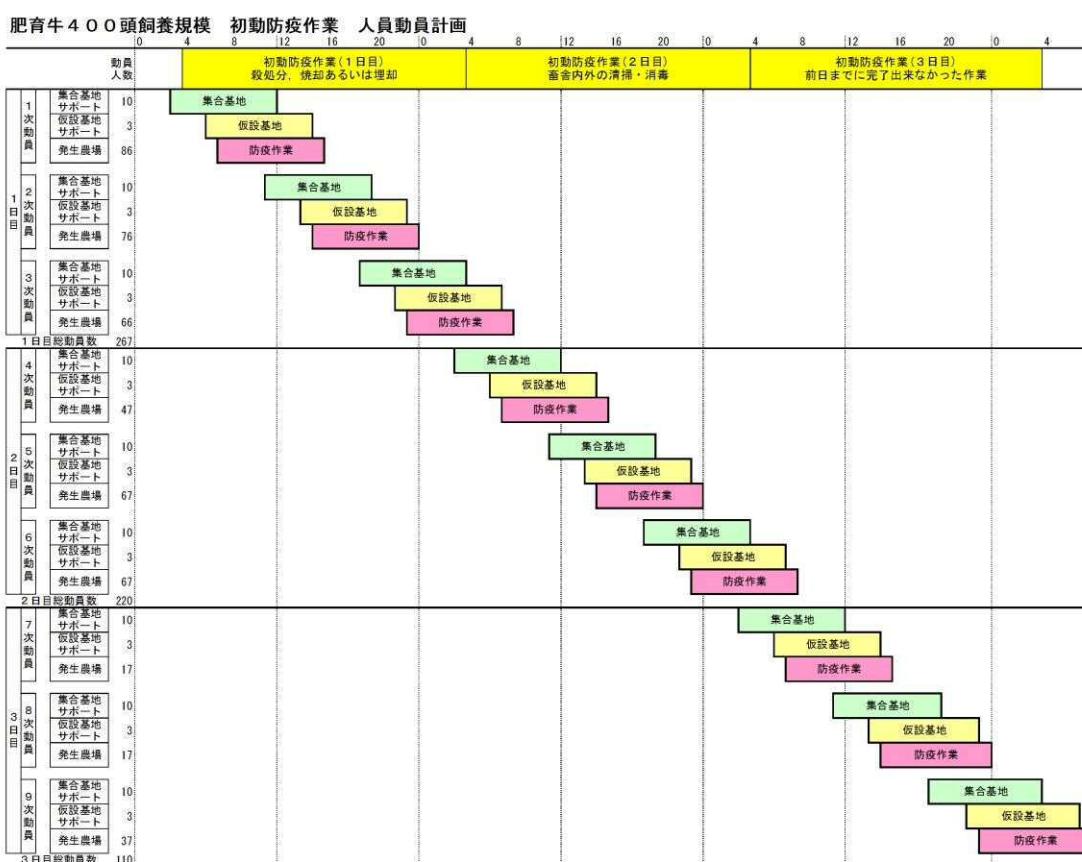
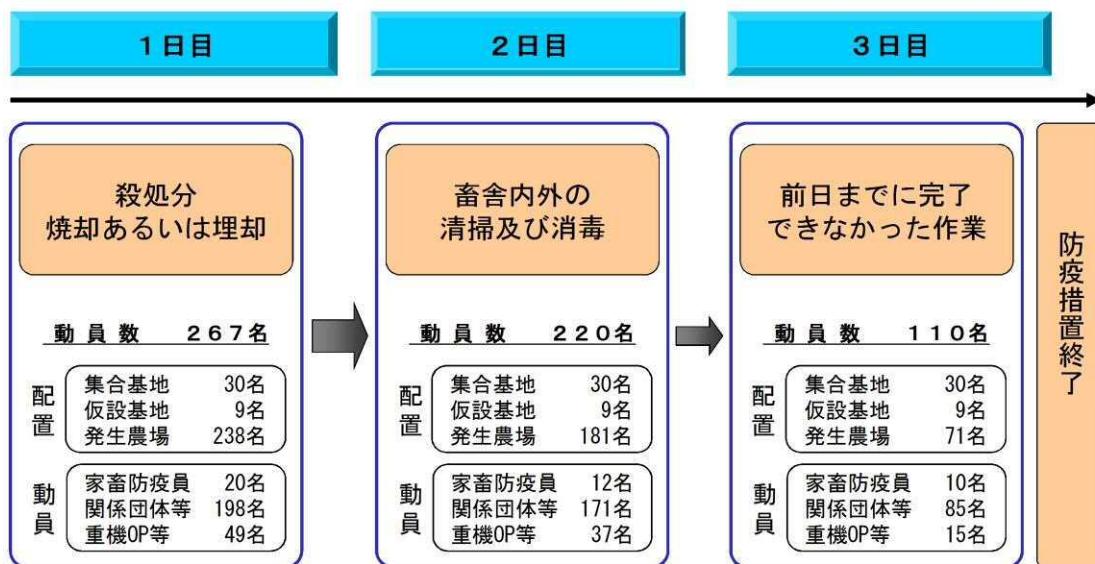
イ 立入禁止区域に、立入禁止テープを設置。

## 発生農場(牛)初動防疫に係る配置・動員体制

### <設定条件>

- 飼養規模：肥育牛400頭規模
- 口蹄疫確定後 24時間以内で殺処分を終了

- 初発のみで封じ込め



## 13 防疫作業の一例（肥育豚2,000頭）

### （1）殺処分作業（殺処分係）

- ア 作業スペースへ豚を移動させる。
- イ 電殺器を用いて豚の殺処分を行う。
- ウ 死体、汚染物品は重機で埋却地または搬出場所へ運ぶ。
- エ 死体、汚染物品を埋却溝に投入。

### （2）防疫措置従事者の装備

#### ア 着用品

- ①防疫服2枚 ②長靴 ③ゴム手袋 ④厚手の手袋 ⑤マスク ⑥帽子  
⑦ゴーグル

#### イ その他

- ・防疫措置従事者は、「名前」「所属」「作業名」を防疫服の胸部及び背中にマジックで記入。
- ・各作業ごとにリーダーを配置し、リーダーは「リーダー」と記されたベストを着用する。



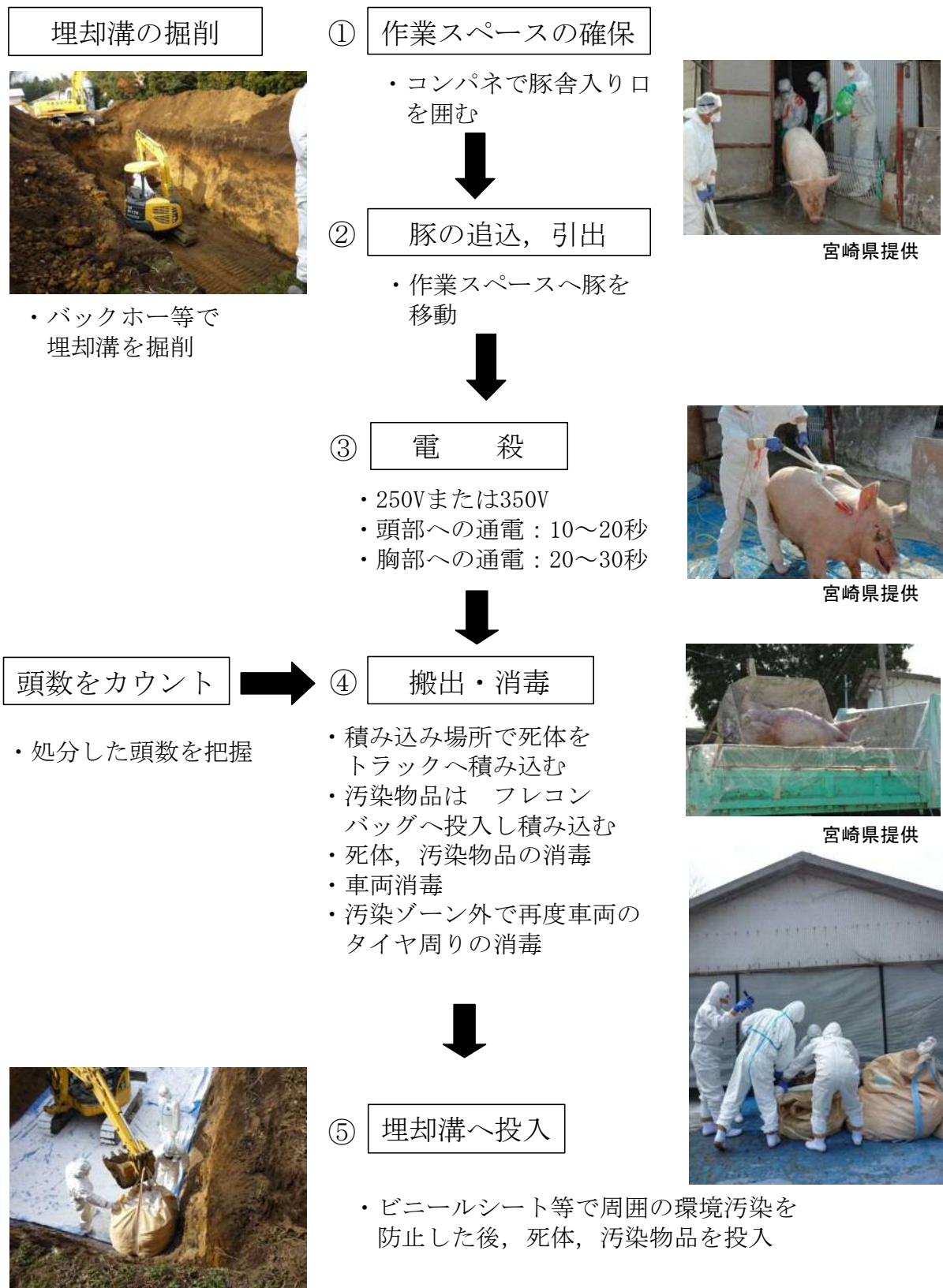
### （3）殺処分に係る人員配置

- ・1交代当たりの動員56人を4チームに分割して作業を実施。  
(口蹄疫確定後24時間以内（8時間3交代）に殺処分を終了)

### （4）1チームの殺処分に係る担当業務及び割当人数

	獣 医 師	防疫措置従事者
豚の追込・引出	—	8名
殺処分（電殺）	2名	—
記録	—	1名
合 計	2名	9名

## <殺処分作業の流れ>



(5) 殺処分に係る各担当の業務内容について

■豚の追込・引出（8名）

コンパネで豚舎入口を囲むように豚が20頭程度入る作業スペースを確保する。  
豚房から豚を作業スペースへ移動させる。

[必要とする資材]

- ①コンパネ（取っ手付）必要量

[リーダーの業務]

- ①追込速度の指示 ②引出者の誘導
- ③終了時刻の確認 ④豚の取残しのチェック

[注意点等]

- ・防疫措置従事者に移動経路を説明。
- ・豚をスムーズに移動させるため、コンパネの陰に隠れるようにするとともに、豚の逃亡防止に努める。



宮崎県提供

■殺処分（2名）

電源を確保し電殺器を準備する。

豚が逃亡しない状態であることを確認し、電殺を開始する。

[必要とする資材]

- ①電殺器 ②と殺鉗子1本 ③発電機(10A以上) 1台 ④20Lガソリン缶1缶
- ⑤コードリール1巻 ⑥金ブラシ1本 ⑦前掛けまたは合羽ズボン1枚
- ⑧90Lゴミ袋 十分量

[リーダーの業務]

豚の誘導、指示

[注意点等]

- ・予備的に薬殺の準備をしておく。
- ・電殺は、電殺器操作に不慣れな者でも使用可能であるが、感電事故には十分留意する。



宮崎県提供

■記録（1名）

処分豚の頭数を記録。

(6) 搬出・積込み（搬出係、積込み係）

■搬出・積込み（2名）

死体積込み場所に死体を搬出し、待機しているトラックへ積込む。

汚染物品はフレコンバッグに投入し、トラックへ積込む。

[必要とする資材]

- ①農業用ビニールシート ②ブルーシート ③梱包用ロープ ④フレコンバッグ（規模に応じて準備）



[リーダーの業務]

- ①作業場所の確保 ②作業動線の確認 ③人員の配置  
④作業状況の確認

■重機（1名）

農場内の重機の操作を誘導・指示。

[重機]

- ①フォークリフト ②ホイルローダー等



（7）清掃・消毒等の作業（農場清掃消毒係）

殺処分終了後に、①豚舎内の排せつ物の除去 ②飼料タンク内の飼料の除去

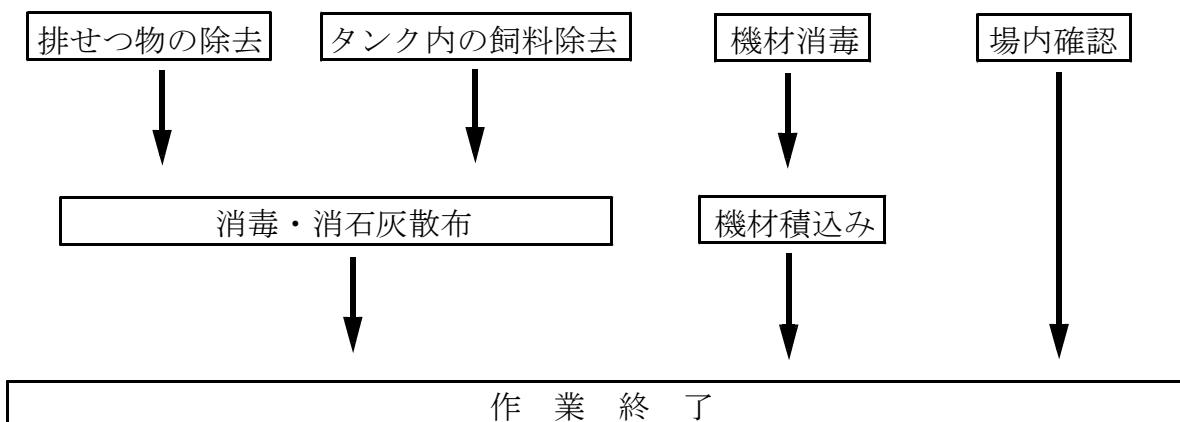
③消石灰散布 ④機材の消毒・積込み ⑤場内の最終確認を実施。

1次動員当たりの80人を2チームに分割して作業を実施する。

<1チーム当たりの消毒・清掃等の担当業務及び割当人数>

防疫措置従事者	
排せつ物の除去	約12名
タンク内飼料除去	約5名
消毒・石灰散布	約8名
機材消毒・積込み	約10名
場内の最終確認	約5名
合 計	約40名

<殺処分終了後の作業の流れ>



<作業内容の詳細>

■排せつ物の除去（約12名）

※ 排せつ物は埋却

豚舎床面の端や角など（スクレーパーで除去出来ない箇所）の排せつ物の掻き出しや、壁面の塵埃等の除去を行いフレコンバッグへ投入。



宮崎県提供

[必要とする資材]

- ①スコップ ②掻取り用器具（ホー）
- ③フレコンバッグ

■タンク内及び飼槽内の飼料除去（約5名）

タンク内及び飼槽内に残る飼料を評価し、フレコンバッグに投入。

[必要とする資材]

- ①一輪車等 ②重機（ホイルローダー）
- ③フレコンバッグ

■消毒・消石灰散布（約8名）

排せつ物等の除去後に水洗・消毒薬を噴霧。消毒後の豚舎床面及び豚舎間には消石灰を散布。



宮崎県提供

[必要とする資材]

- ①動力噴霧器（タンク含む） ②ホース
- ③消毒薬 ④消石灰 ⑤ホウキ ⑥一輪車
- ⑦カッター

■機材の消毒・積込み（約10名）

動力噴霧器で器具・機材を洗浄・消毒後、搬出車両に積込む。



[必要とする資材]

- ①動力噴霧器 ②ブラシ ③ビニール紐

■場内の最終確認（約5名）

豚舎内、場内を巡回し、殺処分・清掃・消毒等の確認を行い、放置された機材や資材等があれば撤収する。

## (8) 防疫措置終了後の作業

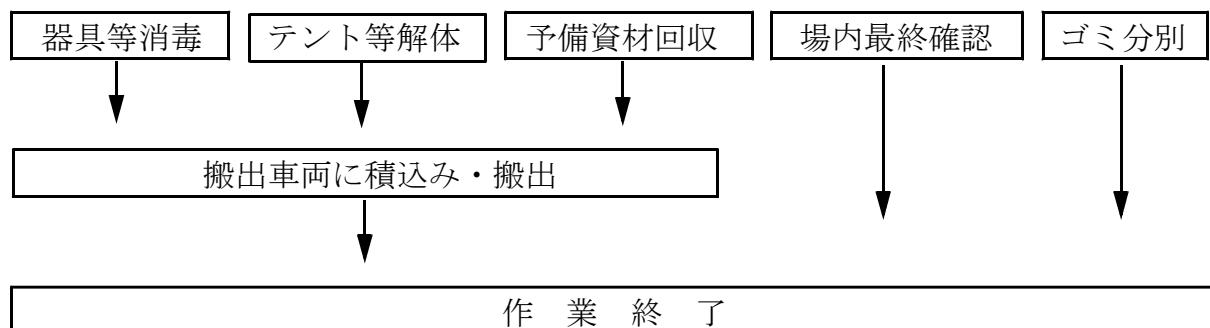
清掃・消毒作業が終了した班は防疫措置終了後の作業に移行する。割り当て人員については家畜防疫員に一任する。

実施内容：①殺処分に使用した器具・機材の洗浄・消毒及びトラックへの積込み・搬出 ②休憩所のテント等の解体・積込み・搬出 ③本部予備資材等回収・積込み・搬出 ④場内の最終確認 ⑤ゴミの分別、器具・機材等の撤収。

<防疫措置終了後の担当業務及び割当人数>

□殺処分終了農場	防疫措置従事者
器具・機材の洗浄・消毒、積込み	約10名
テント等の解体、積込み	約10名
作業の予備資材等の回収・積込み	約10名
場内の最終確認	約10名
ゴミの分別	約5名
トラック、フォークリフト担当	数名

<防疫措置終了後の作業の流れ>



<作業内容の詳細>

### ■器具・機材の消毒・積込み（約10名）

動力噴霧器で器具・機材を洗浄・消毒後、搬出車両に積み込む。

[必要とする資材]

- ①動力噴霧器 ②ビニール紐 ③ブラシ

[対象器具、機材]

- ①動力噴霧器 ②一輪車 ③ホウキ ④脚立 ⑤重機 ⑥防疫フェンス（解体作業含む）⑦フォークリフト用パレット ⑧電殺器・発電機 等



■テント等の解体、積込み（約10名）

テントの解体、テーブル、イス回収・積込み。

[必要とする資材]

- ①ビニール紐 ②カッター



■作業の予備資材等の回収・積込み（約10名）

本部と豚舎作業用の予備資材の回収・積込み。

[必要とする資材]

- ①フォークリフト ②輸送車両



■場内の最終確認（約10名）

豚舎内、場内を巡回し、放置された機材や資材等があれば撤収する。



■ゴミの分別（約5名）

医療用廃棄物と一般廃棄物を分別。

[必要とする資材]

- ①医療廃棄物用ボックス ②一般用廃棄物の袋
- ③カッター ④ガムテープ

（9）防疫措置従事者に対する消毒等

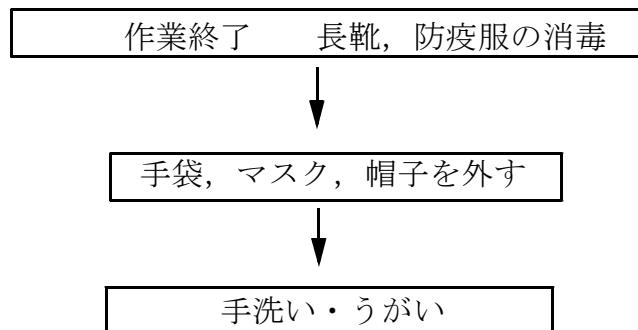
ア 現場での作業者に対する消毒等について

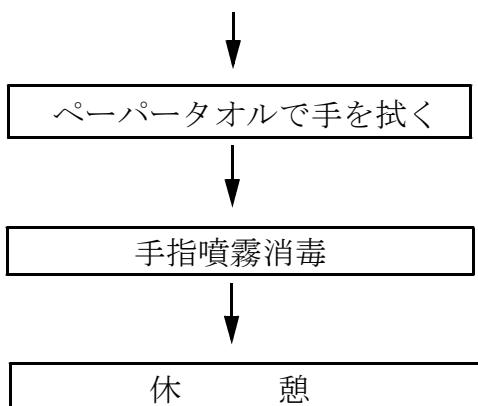
防疫措置従事者は、作業終了後踏込消毒を行い、再度、動力噴霧器で長靴を洗浄・消毒する。

長靴等の消毒を終えた防疫措置従事者は、手袋、マスク、帽子を外し、手洗い、うがい（3回）、手指の消毒を行う。この一連の消毒は作業終了ごとに毎回実施。さらに、午前・午後の作業を終え集合基地に移動・到着した時点で、再度、手洗い、うがい、手指の消毒を行う。



<防疫措置従事者に対する消毒の流れ>





### ■サポート（消毒）

ペーパータオル、うがい薬の配布、手指への消毒薬の噴霧など、防疫措置従事者に対する消毒を補助する。

#### [必要とする資材]

- ①うがい薬 ②紙コップ ③ペーパータオル
- ④手指消毒薬 ⑤飲料用水



#### イ 健康状態の確認

・場所：集合基地

防疫措置従事者に対し、受付にて作業前及び作業後の健康調査を実施（自己申告）。

### (10) その他

#### ア 休憩所の備品

- ①テント ②テーブル ③イス ④灰皿 ⑤マジック ⑥ゴミ箱 ⑦靴入用のビニール袋 ⑧ペーパータオル ⑨トイレ

イ 立入禁止区域に、立入禁止テープを設置。

## 発生農場(豚)初動防疫に係る配置・動員体制

### <設定条件>

- ・飼養規模：肥育豚2,000頭規模
- ・初発のみで封じ込め
- ・口蹄疫確定後24時間以内で殺処分を終了

